

# 生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和3年12月14日（火）  
午前10時01分～午後3時09分  
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長	松田 だいすけ	副委員長	本間 としえ
	委員	大くま 真一	委員	岩崎 みなこ
	委員	岩永 ひさか	委員	藤原 マサノリ

出席説明員	くらしと文化部長	須田 雄次郎	コミュニティ・生活課長	齋藤 友美雄
	平和・人権課長(兼)	河島 理恵		
	TAMA女性センター長			
	都市整備部長	佐藤 稔	都市計画課長	松本 一宏
	住宅担当課長	大島 亮弥	ニュータウン再生担当課長	星野 正春
	道路交通課長	檜島 幹夫	交通対策担当課長	渡邊 淳二
	環境部長	鈴木 隆史	環境政策課長	佐藤 彰洋
	地球温暖化対策担当課長	市ノ瀬 聡	公園緑地課長	長谷川 哲也
	ごみ対策課長(兼)	薄井 誠嗣		
	資源化センター長			
	下水道事業管理者	森田 佳宏	下水道課長	横堀 達之

## 案 件

件 名		審 査 結 果
1	3陳情第13号 パートナーシップ制度（案）及び性的マイノリティに関する施策 について、慎重な検討を求める陳情	不採択すべきもの
2	第96号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3	所管事務調査 「多摩市気候非常事態宣言」の具体化について	継続調査
4	特定事件継続調査の申し出について	了承

## 協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の 設置及び管理運営に関する条例の改正について	コミュニティ・生活課
2	多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（原案）に ついて	平和・人権課
3	多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価について	都市計画課
4	生産緑地地区の都市計画変更について	都市計画課
5	特定生産緑地の指定について	都市計画課
6	多摩ニュータウン再生の進捗状況について	ニュータウン再生担当
7	都営住宅建替えの進捗状況について	ニュータウン再生担当
8	多摩市営住宅条例及び多摩市営住宅条例施行規則の一部改正につ いて	住宅担当
9	市道5-35号歩線道路改良工事（レンガ坂）の追加工事説明会 について	道路交通課
10	市道4-11・4-26号歩線（住市総）の意見交換会開催結果 について	道路交通課
11	舗装補修工事について（令和3～4年度）	道路交通課
12	第11次多摩市交通安全計画の策定について	交通対策担当
13	多摩市まち美化キャンペーンの実施報告について	環境政策課
14	地球温暖化対策及びプラスチック対策における全職員の取り組み について	環境政策課
15	水質汚濁に係る環境基準の改正について	環境政策課
16	多摩清掃工場の発電余剰電力を活用した電力地産地消事業につい て	地球温暖化対策担当

17	多摩市みどりの基金条例の一部を改正する条例の制定について	地球温暖化対策担当
18	多摩中央公園改修整備・運営事業の事業者決定と今後のスケジュールについて	公園緑地課
19	連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会の設置について	公園緑地課
20	多摩市プラスチック削減方針素案について	ごみ対策課
21	下水道事業における包括的民間委託について	下水道課

午前10時01分 開会

松田委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、3陳情第13号 パートナーシップ制度（案）及び性的マイノリティに関する施策について、慎重な検討を求める陳情を議題とする。

本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など、市側から報告等があったら願います。

須田くらしと文化部長 本件陳情については、実はこの後の協議会案件の2つ目の案件、多摩市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱についてに関連するものである。このパートナーシップ制度については、前回までの本常任委員会の協議会や勉強会などで素案の概要、策定スケジュール等についてご説明をし、その後、パブリックコメントの結果や庁内調整を踏まえて条文を整理したところである。もともと本日の協議会では、寄せられたパブリックコメントとそれに対する市の考え方を中心にご説明をする予定であったので、もしよろしければ本件陳情の審査に際して、先にその件についてご説明を申し上げたいが、よろしいか。

それでは、まず、初めにパブリックコメントの概要について河島平和・人権課長からご説明を申し上げ、その後に私から本件陳情に関する考えを申し述べさせていただきたいと思う。それでは、説明に入りたい。

河島平和・人権課長 それでは、協議案件2の平和・人権課作成の資料の4つ目、資料3、横組みの資料をお開きいただけるか。本制度に係るパブリックコメントの結果となる。10月の下旬から11月初めに実施した。2の意見提出数は35件、25人の方から寄せられたものになる。3の主な意見と市の考え方の概要では、35件のご意見のうち、内容が重複するものや、特に制度への不安・反対を表明するものを中心に7点をピックアップし、その趣旨と市の考え方の概要についてまとめた。個別の意見と市の考え方については、2ページ目からの4、個別の意見と市の考え方として35件分全ての意見を掲

載している。

ここで資料2をお開き願う。今回、本制度への賛成、反対、慎重など様々なご意見が寄せられたことを踏まえ、この資料の前段の説明として、市長によるコメント、「パブリックコメントを受けて」を付することとした。この中で今回のパートナーシップ制度を制定する経緯・意義などについて述べ、制度制定への理解を求めている。

資料3に戻っていただけるか。3、主な意見と市の考え方の概要として、7点にまとめさせていただいた意見を中心に説明をする。まず、①制度導入に賛成する意見である。市としては、制度の啓発や周知を進めるとした。

②は、パートナーシップ制度だけでは限界があるので、国や事業者への働きかけが必要であるという意見である。市としても、国や都、事業者において具体的な改善が図られることが大事であること、また市内の事業者などへの働きかけを行う旨を述べている。

③は、本制度の中で男女間の事実婚も対象としてほしいとするものである。今回検討中の制度は、多様な性的指向・性自認に関連しての困難や生きづらさの解消を目指すものとしたので、事実婚は対象としていない旨を示している。④から⑦が制度に慎重、反対の意見となっている。

④は、パートナーシップ制度よりも、少子化や児童虐待、貧困問題など、他の行政課題に取り組むべきとするものと、そもそも行政が取り組むべき課題ではないのではないかとする意見である。市としては、少子化等は解決すべき重大な課題であるので引き続き鋭意取り組むこと、また、市民の生命や財産、人権を守ることが行政の基本であり、性的指向・性自認に関する差別などは重大な人権問題であると捉えており、これを原因とする困難の解消は市が取り組むべき重要な施策であるとしている。

⑤は、当事者の困難は、パートナーシップ制度をつくらなくてもほかに解決方法があるとする意見である。現に当事者は遺産相続や病院での付添いなど日常の様々な場面で困難に直面している中で、これをそれぞれ個人として対応するには相当の時間と労力を要するとし、こうした現状を少しずつでも解決するためのきっかけとして本制度が必要である旨を述べている。

⑥は、パートナーシップ制度は婚姻制度を否定する、ないしは形骸化させ

るおそれがあるとの意見である。市の考え方としては、性的指向・性自認については本人の意思で変更できるものではないとされていること、また、この制度は当事者やその家族の困難や生きづらさの解消につなげることを目指すものとして、既存の婚姻制度や家族のあり方などを否定するものではないとしている。

⑦は、子どもたちへの影響を心配する意見になる。性的指向・性自認に関する差別は重大な人権問題であること、多摩市立小・中学校では、差別解消に向けて東京都教育委員会による人権教育プログラムに基づき性の多様性を含めた人権教育が行われていること、子どもたちが自分の周りの人の性的指向や性自認が他の人と違うと気づいたとき、いじめや不登校などに発展することがないように、性の多様性についての正しい知識を伝えることは重要であること、そして今後も学校での理解促進については教育委員会と連携して取り組むことを示している。主な論点については、おおむね以上であると捉えている。

4の個別の意見と市の考え方に示してある35件については、ここでの説明は割愛させていただく。

パブリックコメントを受けて整理した部分もあるが、考え方を大きく変えるような修正等はなかった。パブリックコメントの概要説明は以上となる。

須田くらしと文化部長 以上のことを踏まえて、本陳情に対する所管部としての考えを申し述べさせていただきたいと思う。

本件陳情は、現在市が検討している（仮称）パートナーシップ制度について、我が国の婚姻制度や家族のあり方に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、性的マイノリティに関する施策については現行法及び施策の活用基本として慎重に検討していただきたいとするものである。先ほどの説明、協議会資料2の市長名によるコメントでも、この制度の検討に至る背景、経緯、趣旨等についてお示ししているが、本市では平成26年1月に市民参画のもとで制定した多摩市女と男の平等参画を推進する条例において、他市に先駆けて性的指向・性自認を条例で定義し、これらに関わる差別を禁止する旨の条文を盛り込み、全ての人が住みやすく暮らしやすい男女平等参画

社会の実現に向けて施策を展開しているところである。とりわけ性的指向・性自認に関する取り組みや、パートナーシップ制度に関しては、平成29年度に多摩市男女平等参画推進審議会から制度導入の提言をいただいている。同審議会からはこのほかにも女と男が共に生きる行動計画の推進状況の外部評価を審議会にお願いしているが、その中で2度にわたりパートナーシップ制度の創設促進に関わる意見をいただいている。

こうした経緯や昨今の社会情勢などを踏まえて今年度からスタートした第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画における重点取り組みの一つとしてパートナーシップ制度の検討を盛り込み、これに沿って対応を進めてきたところである。

他自治体の状況も、本年7月1日現在で全国110団体、さらに現時点、直近で確認すると130団体が制定をしており、その多くが多摩市と同様に要綱での制定となっている。

また、東京都の動きであるが、東京都議会の本年第2回定例会においてパートナーシップ制度の創設を求める請願が全会一致で趣旨採択をされている。さらに、先日の都議会第4回定例会、12月7日の本会議での小池都知事の答弁において、10月から実施の都民意識調査では約7割の回答者が性的マイノリティの方への必要な施策として同性パートナーシップ制度を挙げており、当事者からも制度の導入を期待する声が多く寄せられているとして、都としても来年度内のパートナーシップ制度導入に向けて対応していく旨の表明がなされている。

多摩市が現在検討しているパートナーシップ制度は、多様な性的指向または性自認を持つ二人が互いに人生のパートナーとして日常生活において相互の合意のもとで協力し継続的な共同生活を行うことを宣誓し、これを市が受け止め、そのあかしである受領書をお渡しする、その手続を定めるものである。この根底には、現に差別的な扱いを受けたり、日々の生活の中で困難や生きづらさを感じていらっしゃる方がいる中で、市としてそうした方々に寄り添うことで当事者本人やそのご家族の心の安定、そして周囲の方々の理解が広がり深まることにつなげたいという思いがある。パートナーシップ制度は、利用する人が多いからとか少ないからといったような議

論というよりも、市として多様性を尊重しているという宣言であるとも考えている。現行法や施策の中ではなかなか対象とされていない、現に困っている方々に寄り添うとするものであり、先ほどのパブリックコメントに対する市の考え方でもご説明したとおり、例えば陳情者の方がご心配なさっているような婚姻制度や家族のあり方に影響を及ぼすようなものではないと考えている。

ただ、今回の陳情のようなご心配をなさる方もいらっしゃると思うので、今後の制度開始、周知の段階、また、その後においても制度の理解促進のための啓発など工夫をしながら対応していきたいと考えている。

松田委員長            これをもって説明を終わる。

                              これより質疑に入る。質疑はあるか。

藤原委員            まず冒頭に、この陳情は議長である私に出されたものであって、それを私自身が何らかの意見を述べるというこの矛盾に非常に疑問を感じていて、今回の陳情とは関係ないが、議会の多くでは議長は常任委員会に参加しないようであるので今後考えるべきかと思っているが、今日は会派を代表して一議員としての立場で、多摩市議会としてはそういうことで進めることになっているので、そのような立場で質疑をさせていただきたいと思っている。

                              これはたしか12月8日に既に70万円程度で啓発を進めていく補正予算が可決成立しているのですが、それに対してというよりも、この陳情の審査を通して幾つかお聞きしたいことがある。パブリックコメントの回答の中にある程度私が質問することへの回答も少しダブって入っているようであるが、今、須田くらしと文化部長が言われた最後の一言で気になるのが、陳情者のようにこのパートナーシップ制度が進むことを心配する方もおられると言ったのだが、そういう言い方をすると心配する人がうんと少ないように聞こえるのだが、心配をしている人が非常に多いことを行政はわかるべきである。そのことをまず認識してもらいたい。

                              それから、話は戻るが、110～130ぐらいの全国の自治体がこのパートナーシップ制度を要綱で定めている、あるいは定めようとしているが、これ条例と要綱とでどう違うのか。いや、私も理解はしているのだが、改めてど

うして条例ではなく要綱にするのかをご説明いただきたいと思う。

河島平和・人権課長 まず条例か要綱かというお話であるが、条例を制定した自治体というのは、男女平等参画条例というのはどこの自治体でもあるが、性的指向・性自認に関する文言がないので新たに入れようという自治体が条例にしている。私どもの自治体に関しては、もう既に多摩市女と男の平等参画を推進する条例において性的指向・性自認に関する差別を禁止するという文言があるので、具体的な制度の取り組みとして要綱を制定することを選択したところである。

あと、心配する方がおられるということであるが、令和元年度に実施した男女平等・男女共同参画に関する多摩市民・市職員意識及び実態調査の同性婚についてどう思うかという設問に関して、「認めるべきだと思う」「どちらかというとも認めるべきだと思う」という回答が約7割になっている。そして、報道機関の10月の世論調査の結果でも「認めるべき」という回答が65%でほぼ同じ。ただ、やはり3割の方がその制度に関しては「認めるべきではない」、あとは「わからない」という回答があることは、こちらも認識している。

藤原委員 要するに効果・効力が要綱と条例とではどう違うかを聞いたかったのでそれが一つと、誤解していただきたくないのは、同性愛を認めるか認めないかと言ったら、認めるのは当たり前である。ただ、その人権を尊重することと今回のパートナーシップ制度のようなものが本当に当事者の方々にとって意味あることなのか、もっと議論を深めるべきだったのではないかと言っている。中途半端な議論ではないかと言っている。当事者の人たちはそういうことを求めていると思う。

私の高校時代からの知人で、男性が男性を好むという人がいるが、今でも友人である。それから10年ほど前に知り合った、40代後半の女性で恋愛対象が女性の方とも普通に付き合いをさせていただいているし、普通に生活をされておられる方々である。だが、このパートナーシップ制度に関しては、結論から言うと非常に中途半端だと言っている。

彼らが認めてもらいたいのは、同性婚を認めてもらいたい。だから、そういったところに触れていく議論が果たしてどこまでされてきたのかという

中途半端さを私は言っている。だから、この陳情のもっと慎重な議論を深めていくべきなのではないかということに関しては、結論を先に申し上げるようであるが、私はそうなのだろうと思っている。効果・効力に関しては、先にくらしと文化部長にお答えいただいでよろしいか。

須田くらしと文化部長 一般論も含めてであるが、条例については、権利を付与し義務を課すことが可能になる。要綱については、いわゆる法的な効力は有せず、あくまでも行政の仕事の手続を明らかにし、それに沿って対応していくことのガイドと言うと少し違うかもしれないが、そういう性質があるかと思っている。

藤原委員 行政の内規のようなものでよろしいか。そうすると、それほど法的な根拠はない中において、例えばよく言われるのが、アパートを借りるときに家族として認めてもらえない、病院の面会にすぐ立ち会えない、付添いできないという話があるのだが、そもそもそういった要綱で定めている以上何の法的な根拠もなく、要綱である限り、例えばこういったものは病院側と患者のご家族の話であり、本当に今回のパートナーシップ制度に意味があるのか非常に疑問がある。だから、当事者の方々が中途半端なのではないかと言っているわけである。

それから、アパートで家族として同居するのを認めてもらいたいというのも、今回のパートナーシップ制度が、多摩市にできたからどうのこうのではなく、業界の話だから、業界にしっかり働きかけるようなことで解決できることもあると思う。その辺の議論で、私は、ただ世の中ではやっているから、ただ時代の流れだから飛びついたのでないかと感じているので、女と男の平等参画を推進する条例もできたが、もう一度須田部長か河島課長に、この話が行政の中でどういう経緯でここまで至ったのかご説明いただきたい。私は千葉に住んでいる高校時代の友達と女性の方に電話して話を聞いたが、本当にたくさんの方からご意見を聞いてこういったものを上程してきたのか、私は何か中途半端な気がする。

須田くらしと文化部長 幾つかいただいたが、まず一つ、病院あるいは不動産関係の業界の問題だといったようなお話である。その点で言えば、そういう側面は当然ある。ただ、自治体として、こういうパートナーシップ制度を象徴として

今困っている方々に寄り添うという姿勢を明確に表明することは大変意義があると思っている。現に実際にパートナーシップ制度を運用している自治体においては民間の理解も進みが速いという広がりもある。不動産とかそういうことも当然ある。そのようなお話も実際に伺っている。

また、多摩市の場合は市営住宅もあるので、市営住宅については条例の改正が必要になるが、そういうところから一つ一つ行政サービスを広げていくことで多摩市の姿勢がさらに明確になる。そういうことで市内の事業者の理解も広がっていくし、市内の事業者への啓発も当然市としては積極的に行っていく中で、多摩市の中で広がっていくと思っている。

それから、中途半端ではないか、はやっているからといったようなお話である。先ほども私をご説明申し上げたとおり、多摩市男女平等参画推進審議会から再三にわたってご意見をいただいているということがまずある。それは、やはり廃りというよりも、性的マイノリティの方に対する対応というのは重大な人権問題だと先ほど藤原委員も言われていたが、その認識は一致していると思っているので、そういう中で、少しでも寄り添うことができないうことの一つのあらわれであるので、そういうことで多摩市としてはこの制度を制定し、運用していきたいということで、こういう形でご説明を申し上げているところである。

実際にいろいろな声は私どもも伺っている。アンケートという市民全体にということでもなく、当事者の方からのご意見なども伺っているし、そういう方々のご意見も入れて今回の制度については策定をしてきている。それから、庁内の議論についても、実は多摩市女と男がともに生きる行動計画を推進するための、副市長を委員長とする部長級の会議がある。その中でもこの制度について進めていく、行動計画に盛り込んでいるので、その計画に沿いながらこの制度の内容についても検討し、各部署に、実はいろいろな窓口で今後具体的な話として波及する部分もあるので、そういうことを一つ一つ進めていくためにも庁内の理解も得ながら進める必要があるので、そういう議論も経ながらまずこの要綱を制定する。要綱で制定する意義の一つとしては、この件に関しては社会情勢がいろいろ変わってきている。進んできていると言ったほうがいいのかもわからない。そういう中で、ある意味

臨機応変に対応できるように、条例改正となるとそこはまた時間的な問題も含めてあるので、要綱であっても当然議会にはご説明をしながらではあるが、できる限り機敏に動けるような形もこの要綱で定める特徴としてはあると思うので、そういうことにも対応しながら進めていくということで今お示しをしているので、ご理解を賜ればと思う。

藤原委員

今の話はよくわかった。切り口が少し違うかと思っているので、あと二つ三つだけ確認して終わりにしたいが、一つには、これは意見であるが、受動喫煙の条例をつくったときに、前の改選の直前で、まだ萩原氏がおられた頃であるが、条例をつくる前に、受動喫煙の話をするのだったら先にたばこを吸うところを囲ってほかの人に煙が行かないようにすべきだと議場でどなった覚えがあり、そうしたら市長が予算を取ってすぐに例えば唐木田駅前には造ったりした。先ほどの市営住宅の議論を始めている、市内業者に理解を求めると言うのなら、それをさっさとすればよい。そのほうがよほど当事者の方々のためだと思うのが一つ。

3つほど質問である。例えばインターネットを見ると放っておいてほしい、そっとしておいてほしいという方が7割くらい、私の周りにも多くおられるが、それに対して市内での議論というのは何かあったのか。

河島平和・人権課長 7割の方が放っておいてほしいというご意見だというご質問であるが、市内のこの制度を検討するところであったり、あとは市内向けに人権や男女平等研修などで性的指向・性自認に関する課題を取り上げて市内の職員で話し合いをしたりするような取り組みも行ってきた。性的指向・性自認に関する方や周囲の方に私どもの平和・人権課では電話相談もやっているが、確かにとにかくそっとしておいてほしいという方もおられる。とにかく自分は皆に知られずに普通に仕事をしたいという方もおられる一方で、人生のパートナーを見つけたのでこれを誰かに認めてもらいたいと思っておられる方もいる。その辺も含めた多様性、価値観をお互いに認め合うことが大切なのではないかという意見も、職員の中での話としてはあった。

藤原委員

人権を認めることは大いに結構であるが、それとお手伝いをする、支援をするということは全く別だと私は申し上げている。それは認めているし、同性愛も大いに認めているし、支援をすることが必要だということもそう

である。認めていないとかではない。支援をすることがまず第一であり、中途半端な制度をつくるのが本当に目的なのかということをあえて言いたい。質問であるが、例えば子どもたちへの学校教育に対してパブリックコメントでも心配の声がある。横浜かどこかの学校ではLGBTの方々を出前授業で呼んで子どもたちの前でいろいろそういった授業をしたらしいが、その後PTAの皆さんから、その小学校に対して非常に苦情が来たという経緯があった。子どもたちが混乱するということがあった。これはほんの一例で、そこまではまだ多摩市は考えておられないだろうが、子どもたちの学校教育の中においてこういった問題をどう取り上げていくのか、いかないか、その辺の議論を深めたのかということも含めて聞きたい。

須田くらしと文化部長 先ほどパブリックコメントの市の考え方の中でもあったが、人権教育プログラムというものに沿って多摩市の小・中学校においては人権教育を行っている。これは性的マイノリティの方に限らず、様々な本人とは関わりないところで起こることが原因となっていじめを受けたり差別的なことにつながったりするのはよくないということについて学んでいただくようなプログラムである。そういう中で、性的マイノリティの方あるいはこのパートナーシップの関係のことも含めて、学校の中ではその時々状況、子どもたちの成長発達の段階に応じて対応していくと承知している。

今、具体的にこのパートナーシップ制度について学校の中でどう取り扱われるのかはまだ明確ではないが、多摩市としてこういう方向性で進めていくことを表明するわけであるので、そういう中では一定の考え方のもとで学校の中でも適切な対応をすることが必要だと思っている。いずれにしても、同性の方が好きになる性的指向がある、あるいは自分の体と心の性が一致しないことがいじめや不登校につながってはならない、そういうことで違和感を持つことがないように、そういうことはやはり子どもの頃から正しい知識、正しい態度を学んでいくことから培われる部分も多いと思うので、そういうことを大切にしながら学校の中でも対応していくと考えているところである。

藤原委員 部長はそこを暴露してしまった。一番混乱するのは、そして一番いじめに遭ったり、迷ったり、それが自傷行為になったりするの小学生や中学生

である。まだそこを教育委員会としっかり具体的な対応をしていないというのがだめだと言っている。そこをきちんとやってもらいたいと言って、その議論を深めたのかと聞いている。そこが大切である。まだ今あるプログラムでやっているぐらいのものだろう。大人は理解している、大人はわかる。その議論を深めて本当に、子どもたちに対して、教育の現場に対してどのようなことをしていくかの議論を教育委員会と深めてくれたのが非常に心配で、今日の質問の一つに入っている。

須田くらしと文化部長 この制度は多摩市として行うわけである。当然教育委員会も連動して対応していくことになる。今私、具体的にどうということまでは触れなかったが、教育委員会の中でこの関係について具体的にどう取り組んでいくのかは、一定の考え方のもとで整理し進めていくことになるので、それが後なのか先なのかといったようなこと、それはご意見もあろうかと思うが、走りながら考える部分も当然この問題はある。今世の中が動いているので、そういうものを適切に取り入れながら対応することも必要である。

それから、もともといわゆる性的マイノリティの方や性同一性障害のことというのは人権教育の中に含まれているので、それがもうベースになりつつ、具体の事象としてどうするかというのは引き続き適切な対応をしていくということで申し上げたものであるから、議論をしていないとか、深まっているかどうか、これは見方があると思うが、教育委員会の中でも今しっかりと議論をしながら進めようとしているので、そのように捉えていただけるとありがたい。

藤原委員 外から見ると申しわけなかったが、深まっているとは見えなかったもので、あえて強く指摘をさせていただいた。そこはとても大事だと思う。要望を含めて、教育委員会と今後、教育現場でのこういった問題の取上げ方、あるいは具体的に子どもたちにどうこれを伝えていくかをしっかりやってもらいたい。これは強く要望する。教育長にも、また個別に申し上げておく。

それから、これは枝葉の話になるが、あと2つほどの一つとして、カップルが成立したときに何か届け出をして認証権みたいなものを発行する。一つ心配なのは、そのカップルを解消したときにどういう手続をするのかには触れられていないから、そこはどのように考えているのかお聞きしたい

と思う。

河島平和・人権課長 カップルが互いにお別れになるようなことになったら、要綱の中で、その宣誓受領書を返還していただくことで届け出をしてもらうように、宣誓したときにもその辺のご案内はさせていただきたいと思っている。

藤原委員 だが、当事者の方々がカップルを解消されて途方に暮れて心が痛んでいるときに、そういった話になるのかどうなのか。

最後の質問にするが、こういった問題は、このパートナーシップ制度は入り口論だから少し行き過ぎた質問になるかもしれないが、例えば憲法第24条に抵触する可能性があるのではないかという話がよくある。こういったものはやはり同性婚につながってくるだろうという話の中で、憲法第24条ではあくまで両性のみ婚姻を認めているということで、それは男女を意味しているという話になってくる。その入り口論としてこういったパートナーシップ制度ができることに対して、直接ではないが憲法第24条に抵触する可能性があるのではないかという議論はどうしても専門家の間からも出てきている。

もっと言ってしまうと、そういった憲法第24条と絡めて、憲法第94条の中で地方公共団体は法律の範囲内で物事を進めていくのだということがある。パートナーシップ制度は直接その憲法の問題にまで触れてはいないが、専門家の議論の中ではどうしても出てくる。我々、胸を見ればバッチがついているわけである。そういう議会人として、我々は法律のもと、そしてそれを包括する憲法のもとに仕事をさせていただいて報酬までいただいている。もしかして少しでも憲法に触れるのではないか、そういうことを強く言っている専門家もいる中において、果たしてもろ手を挙げて、先ほどの施策をするのはよい、業界に働きかける、病院に働きかけ不動産屋に働きかける、市営住宅のあり方を変えていく、そういうことは大いに結構であるし、同性愛も私は認めているが、憲法に触れる可能性がある中の入り口論として、議会人としてもろ手を挙げて、はい、わかったという話をしていいのか。それは市長も同じ、部長も同じ、その辺の議論というのが庁内であったのかをお聞きして終わりにしたい。

須田くらしと文化部長 憲法第24条の両性の合意のみによってという婚姻制度の関係だ

と思うが、それは当然、今の男女間の婚姻制度については憲法で保障されたもので、それに基づいて各種法律が制定されていて、その範囲内で対応がされていると思っている。

一方で、これについて今どうなのかといったようなことが国会を含めて議論としては出てきていると承知している。そのことと、多摩市としてパートナーシップ制度をやる、やらないということがどういう関係にあるのかということなのだろうと思う。このパートナーシップ制度は、先ほどもお答えしたとおり、今の婚姻制度を否定したりゆがめたりするものではないということである。婚姻制度は婚姻制度でももちろん法に基づいて行われるわけで、多摩市の事務としても行っているわけであるが、それとは別に、ある意味そこに現状では乗れない方々にどう寄り添うかという趣旨の制度が、今回のパートナーシップ制度である。しかも、要綱で制定するという中では、これについて権利義務が発生するものでもないという意味で直ちにバッティングするものではないと承知しているし、そういうことで庁内でも整理していると思っている。そういうことで世の中がいろいろと動いていくさなか、あるいは緒に就いた状況だと思っている。

そういう中でおそらく国民的な議論が展開されて、今の婚姻制度がどうなのか、これについて適切な方向に議論が収れんしていけるだろうと思っているが、婚姻制度を変えるためにこのパートナーシップ制度をやるということでは一切なく、現状の中で救われない方々、困っている方々にどう寄り添っていくのが主である。そのことを市が事実上宣言することによって市内の事業者への理解、市民の方々への理解が広がっていくと思っているし、そのように市としても啓発活動を行っていきたいと思っている。

大くま委員

この間どういった検討がされてきたのかは、今のやり取り、また事前の説明などでもあったのでそこはよいとして、今このパートナーシップ制度については、当人間の希望、申し出によって既にあるパートナーという関係性を行政が認めることで現実に起きている先ほどの病院の立会いといった問題解決の一助とするものだとして理解している。市の説明でもあったが、そのことが今の婚姻関係や家族関係を壊すものではないと私は考えている。市もそうではないとのことであるが、その点をもう少し説明していただきたい

い。

河島平和・人権課長 結婚にどのような価値や目的を見いだしていくか、あと異性愛の関係と同性愛の関係を同じ価値に捉えるかについて様々なご意見があるのは当然のことであると認識している。本制度の対象となるカップルの方々は、そもそも互いに人生のパートナーとして生涯をともにしたいという結婚の入り口に立たせてもらえていないという現実がある。その方たちは間違っただけの生き方をしているとご本人は思っておられないので、自尊心を深く傷つけられているような状況もある。そのような中で自己肯定感を保つことは難しく、非常に心理的不利益が大きいことを理解していただければと思っている。

また、本制度は、絶対的な数が少ないところもあるので、結婚全体に及ぼす影響はそれほど大きくないと思われる。ほとんど全ての当事者の方は互いに望むパートナーとただ結婚ができない状況にあるだけであるので、互いに望む相手との関係を周囲に認められることは、今後の当事者の方の自己肯定感に大きく影響するものと捉えている。

大くま委員 今、婚姻とパートナーシップということで出てきているわけであるが、陳情の中では性的マイノリティではない方が異性のパートナーとの間であえて婚姻ではなくパートナーシップを結ぶことがあり得るようなことが書かれている。それは合理的ではないのではないかと私は思うが、その点について市はどのようにお考えか。

河島平和・人権課長 パートナーシップ制度を導入している自治体で、男女の事実婚も受け入れている自治体があることは事実である。ただ、私どもとしては、まず性的指向・性自認に関して困難を抱えている方の困難さを少しでも解消するという目的のためにこの制度導入の検討しているところであり、事実婚等に関しては、今後社会情勢の変化によって検討に入る、もしくは議論を進めていきたいと考えている。

大くま委員 事実婚の問題については、私個人としては不利益を被っている方もおられると感じてはいるが、今回この陳情の中ではそこと直接関係するものではないことを確認したいと思う。

あと陳情の文書の中では、伝統的な宗教道徳に基づく恋愛観や結婚観が

偏見として糾弾されて社会的制裁を受けるようなことが起こっているとあるが、私はそういった認識ではなく、むしろいわゆる性的なマイノリティの方々が偏見などによって苦しめられているというのが実際起こっていることではないかと感じているが、その点はいかがか。

河島平和・人権課長 結婚に関しては、社会情勢の変化によって結婚の定義等いろいろなものが少しずつ変化しているところではある。ただ、人は結婚で互いに愛し合い協力して生活を営むことに価値を見だし、それによる社会的認知も得ていくという意味では、これは決して変わるものではなく、結婚制度は現在でも意味を有すると捉えているので、その辺のところも様々なご意見があるかと思うが、そういった様々な意見を互いに認めていくことが非常に大事だと考えている。

大くま委員 結婚観や恋愛観は個人のものであり、例えば今行政としてはなかなか認められていない不具合があると言われている性的マイノリティの方のパートナーシップ制度ができることが、今結婚されている方や結婚を考えている方々の家族観などに直接影響するものではないと私は思うので、こういった施策にきちんと取り組んでいっていただきたいと申し上げて終わる。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

藤原委員 3陳情第13号 パートナーシップ制度(案)及び性的マイノリティに関する施策について、慎重な検討を求める陳情に対し、賛成する立場で討論をさせていただきたいと思う。

性的マイノリティの方々の人権を守る、尊重する、あるいは同性愛を認めることに関しては何の問題もなく、そのとおりにやっていかなければいけないと思っている。ただ、そのこととパートナーシップ制度ができることはまた別問題だと思っているし、性的マイノリティの方々の支援をするということであるならば、不利益をなくすための具体的な救済施策を私はまず最初にやるべきだと思っている。本来当事者の方々が一番求めておられるのは同性婚を認めてほしいということである。ただ、ここに至るまでは確かに

議論に時間がかかると思う。そうであるがゆえに、私は、条例ですらない単なる要綱、行政内の単なる内規にとどめるようなパートナーシップ制度の今回の案に関しては、かえって当事者の方々を傷つけることにもなるのではないか、そのことが非常に心配である。

最後に、質疑でやり取りもあったが、一番傷つき、迷い、悩んでいる小学生や中学生の教育の現場においてこういった問題をどう取り上げていくかという議論が多摩市も含めて深まっていないことを非常に懸念している。したがって、提案も含め、市長がきちんと行政のリーダーシップを取って私が言った問題に対して進めていただくことをお願いして、陳情に対して採択の討論とさせていただく。

大くま委員      3陳情第13号 パートナーシップ制度（案）及び性的マイノリティに関する施策について、慎重な検討を求める陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して、不採択とすべきとの立場での討論を行う。

個人がいかなる性的指向や性自認を持つかは基本的人権に保障されたものであり、それを理由にした差別や不利益は許されるものではない。しかし、いまだに無理解や偏見から来る差別や不利益が多くある。質疑などでも述べられたが、例えば法的な配偶者ではない同性カップルの間では、アパート入居の際などに同居家族として認められない、また入院時にパートナーにその状況も知らされないといったことも起きている。京都大学の調査では、性的マイノリティの自殺率がそうでない人の6倍も高いという結果も出ている。こうした人権侵害を解決する一助となり、偏見や差別解消の一助となるのが今回取り上げられたパートナーシップ制度である。私たち日本共産党はこれを推進すべきだと考えている。

今回の陳情では慎重な検討を求めるとされている。この制度が拙速に進められてきたものなのだろうか。多摩市では2014年に施行された多摩市女と男の平等参画を推進する条例の第3条で、基本的理念として全ての人が性別による差別的取り扱い並びに性的指向及び性自認による差別を受けることなく、固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行が解消されることとされており、これは以前からの多摩市女と男が共に生きる行動計画などの取り組みの中から盛り込まれてきたものと理解している。

同性婚についても質疑の中では取り上げられていたが、今国単位で考えた場合、G7で同性婚を認めていないのは日本だけという中で、130を超える各地方自治体でパートナーシップ制度が導入されていることも明らかになった。日本の人口の4割がその対象となっているし、今意向を示している東京都で実現すれば5割を超えるような状況になっている。今からこのパートナーシップ制度を導入することは、慎重過ぎるという批判はあったとしても、決して拙速に進められたものではないと考えている。

以上申し上げ、3陳情第13号 パートナーシップ制度(案)及び性的マイノリティに関する施策について、慎重な検討を求める陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して不採択とすべきとの立場での討論とする。

松田委員長 ほかに意見討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が1名である。よってこれより3陳情第13号 パートナーシップ制度(案)及び性的マイノリティに関する施策について、慎重な検討を求める陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手少数である。よって本件は不採択すべきものと決した。

続いて日程第2、第96号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

森田下水道事業管理者 それでは、下水道事業から第96号議案となる多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてのご審査をお願いします。この条例改正は、地方自治法の改正に伴って条例の一部を改正するものである。

詳細については横堀下水道課長より説明する。

横堀下水道課長 今、下水道事業管理者からもあったが、今年の3月31日に公布された地方自治法等の改正に伴い、多摩市下水道条例の一部を改正するものである。もととなる地方自治法等の改正内容としては、社会全体のさらなるデジ

タル化を推進するため、地方公共団体の歳入等の決済方法を柔軟に活用することができるよう環境整備を目的とするものである。具体的には、クレジットカード決済等を前提とした指定代理納付者制度に代え、スマートフォンアプリなどを利用した決済方法等にも柔軟な対応を可能とする指定納付受託者制度を導入するものである。多摩市下水道条例では、使用料の徴収方法について記した条文の中にこの「指定代理納付者」という文言があるが、今回の法改正に伴い、この記載箇所について「指定納付受託者」に変更する文言整理を行うものである。今回の下水道条例の主な内容はこの文言整理となる。

なお、多摩市の下水道使用料は東京都水道局に徴収義務を委託しているので、今回の条例改正による指定納付受託者制度は、実際には東京都水道局の徴収事務に適用されるものになる。

最後になるが、施行予定日は、改正地方自治法の施行日や東京都給水条例の改正に合わせ、令和4年1月4日となる。

松田委員長

これをもって説明終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第96号議案 多摩市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長

挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて、日程第3、所管事務調査 「多摩市気候非常事態宣言」の具体化についてを議題とする。

本件は継続案件である。

生活環境常任委員会では、令和3年6月16日に多摩市気候非常事態宣



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

それでは、本日のご意見を受けて今後も引き続き本所管事務調査に取り組んでいきたいと思う。また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

続いて日程第4、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前11時09分 休憩

---

(協 議 会)

松田委員長

ここで協議会に切り替える。

それでは、1番、多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例の改正について、市側の説明を求める。

須田くらしと文化部長 くらしと文化部からは、1件目、2件目ということで協議事項を申し出ているが、2件目については、先ほどの陳情の審査の中でご説明申し上げた内容となるので、この場での説明は省略させていただくが、よろしいか。それでは、1件目については、コミュニティ・生活課長から説明させる。

齋藤コミュニティ・生活課長 私からはコミュニティセンター・コミュニティ会館の使用料の設定の件と、市外団体の受け入れ、この2件についてご説明をさせていただきたいと思う。それでは、フォルダーの中の協議会1の資料をご覧くださいと思う。

本件は、次の3月議会で条例改正の上程を行うつもりである。その内容のご説明である。まず1点目、使用料の設定についてである。使用料の設定については、2件ある。1つ目は(仮称)連光寺コミュニティ会館である。こ

ちらの中で1の(2)に書いているとおり、コミュニティルームを3部屋設ける予定にしている。

資料の中の4ページ目をご覧いただきたいが、4ページ目に(仮称)連光寺コミュニティ会館の平面図をつけさせていただいた。上に書いてあるのは、右側に共有スペースのラウンジ、左側は児童館部分となっている。今回のコミュニティ会館は下の部分である。こちらが2階部分の平面図である。右上に赤く斜線で示しているかと思うが、6畳の和室が一部屋と、そのすぐ下に大きく赤い斜線があるかと思うが、会議室1、会議室2である。連光寺コミュニティ会館については、この3部屋を新たに設置していくところである。こちらの会議室1、会議室2についてはパーティションで区切ることができるので、場合によっては会議室1、会議室2を通して使うこともある。また、こちらの会議室2には、流しやコンロ等、調理のための設備も備えているところである。

資料の1ページ目にお戻りいただきたいが、今申し上げた3部屋について、1番の時間枠のところに料金書いている。多摩市立コミュニティセンター及び多摩市立コミュニティ会館の設置及び管理運営に関する条例では、時間単価を記載させていただいている。そのため、(仮称)連光寺コミュニティ会館についても、会議室1が75円、会議室2が69円、和室が24円ということで単価を記載させていただいている。なお、規則に基づいて徴収する形になるが、時間帯は、この時間枠の右側に書いたとおり、午前中は9時半から午後1時まで、午後は1時から5時まで、夜間は午後5時から9時30分までの3区分としている。1時間当たりの単価はご覧いただいているとおりであるが、実際の支払いに際しては時間を掛け合わせて10円未満を切り捨てた形で徴収をさせていただくことになっている。これが(仮称)連光寺コミュニティ会館の料金の設定である。

2点目として、鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの貸し室についてである。こちらは3ページ目をご覧いただきたいと思う。トムハウスの2階平面図である。右側にまた赤く囲われたところがある。この部分はサロンの和室があったところであるが、ここに会議室2を加えて打ち合せができるスペースを設けるものである。こちらのトムハウスの料金に関しても、先ほ

ど条例で申し上げたとおり時間単価であり、会議室2は1時間当たり55円である。なお、トムハウスに関しては、運営協議会の運営の中では全て2時間枠、9時半から2時間ごとの使用設定となるので、110円が基本的な使用料という形になっている。以上が使用料の料金設定についてである。

もう1点、私からご説明したいのが市外団体の受け入れについてである。先ほどの資料の2ページ目の3番に市外団体の受け入れについてというところがあるので、そちらに目をお移し願う。こちらについては、市外団体の受け入れについて、コミュニティセンターの代表や会長の皆さんからなるコミュニティセンター運営協議会連絡会などで検討を重ねてきたものである。ここでようやく意見がまとまったので、条例改正をさせていただきたいと思っている。この中で、3番の(1)、市外の団体の方に関して、市内と市外の団体の区分けというか対応の相違として、1点目、使用料は200%、今市内でお使いの方の2倍の金額をお支払いいただこうと思っている。2点目としては、予約の時期や予約方法については市内地域の方優先の考えのもと、少しずらして申し込みを始めていきたいと思っている。

4番として、先ほど申し上げたとおり3月議会に上程させていただきたいと思っている。十分な周知期間を設けた後、令和4年7月から施行する予定である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 トムハウスの部分で新しい部屋が欲しい、新しく和室の貸し室をとということであるが、これは開放的になっていた場所を閉じるということかと思うが、定員が決まってくるのか、あと別に和室はもうつくらないのかをお聞きする。

齋藤コミュニティ・生活課長 今ご質問が2点かと思っている。和室をつくるかどうか、また和室の定員というお話かと思っている。今回運営協議会の皆様と協議をさせていただいて、和室についてはここでなくしていくことにしている。ちなみに、今シルバーサロンがあったところ、この図面の左下のところもあるが、ここも学習コーナーになっていくので、和室の場所はなくなっていくところである。

2点目の会議室2の定員であるが、今のところ6名～8名ぐらいかと思っているが、上程させていただくまでの間に人数を確認させていただきたいと思っている。

岩崎委員 下に児童館があるが、中高生の勉強場所になっているのが今のサロンの横のところだと思うが、閉鎖的になるよりは開放的になってほしいという部分もあるので、その辺の工夫は今後もあるかなと思う。新しいものが一つできるのはよいが、ほかのところでも開放的に使われているところもどんどん細かくなっていくよりは、ある程度開放のスペースを維持していただきたいと要望しておく。

岩永委員 使用料設定の考え方について伺いたいが、当然ながら改修工事をするので、例えば当初の減価償却に対する考え方も変わってくるかと思っているが、今回の使用料設定の根拠はどのように計算されているのかがまず1点。特に連光寺のコミュニティ会館について聞きたいなと思っている。もう一つは、市外団体の受け入れの話であるが、これについてもそもそも市外団体から使いたいというニーズがどのぐらい市に寄せられていたのかを伺いたいのと、この資料の2ページのところには、「一定の条件のもと市外団体にも広げる」と書いてあるが、この「一定の条件」というのはどのような条件なのか確認したいと思う。

齋藤コミュニティ・生活課長 今3点いただいたかと思っている。まずは料金設定の根拠である。特に連光寺というお話の中で、こちらについては平米当たりの単価を出して、利用者負担割合を加算して割り出してきているところである。基本的に地区市民ホールの単価をもとに出してきているところである。

2点目の市外のニーズであるが、こちらはコミュニティセンターの会長の皆さんや代表の皆さんから参加をいただいて、利用を検討させていただいた。この中で、市境にあるコミュニティセンターである、場所によっては市の中央にあって市外の方が利用されないコミュニティセンターもあったが、八王子市や他市との境にあるコミュニティセンターがあり、そういう意見の中から市外の団体を取り入れていこうというお話が出てきたところである。

一定の要件についてであるが、市外団体の受け入れの話になるが、これに

については申し込みが市内の団体と同じであると、市内の施設としてはあまりよろしくないところがあるので、申し込み自体はインターネットによるものにしていくことと、また、インターネットによるので、申し込み自体は使いたいと思った日の2か月先からではなく、2か月先の3日後からの申し込みということで差異を設けているところである。

須田くらしと文化部長 補足をさせていただく。1点目の使用料の関係であるが、これは市の公共施設の使用料の考え方に基づいて算出をしているということである。それで、かかった工事費等については次の全体の改定のときに整理をさせていただくということで、今回はその分については入っていないとご理解いただけたらと思う。

あと市外団体の関係については、今、コミュニティ・生活課長から答弁があったとおり、市内団体と時期を変えたり料金を変えたり一定の条件の差をつけて受け入れをしようということで合意が得られたと理解をしている。

岩永委員

この改修をした後の行政コストについては、多分今は、今までのところを引いてきて根拠となる金額をはじき出してそこからということだと思うが、次の使用料改定のタイミングのときに、リニューアルされたコミュニティセンターとそうではない場所があったときに、全体で割ってやっていくという考え方なのかと、要するに全体のコミュニティセンターという考え方で、まだリニューアルされてないところも含めてリニューアルされたところの部分まで負担するような形になってしまうのはどのように考えているのか。

あと、もう一つの市外団体の受け入れのことで伺いたかったのは、ニーズがどのくらいあるのかと聞いたのは、ニーズがあるから市外団体に貸すことにしたのか、それとも稼働率を上げていきたい、例えば夜間帯を含めてその借り手がいなくなっている現状に合わせながら、要するにいろいろな団体にもっと借りていただくことができれば使用料収入も入ってくるというメリットもあるわけであり、どちらが先行しているのかを伺いたかった。逆に言うと、ニーズがあったのだったらそのまま市外団体の方どうぞということがあれば使ってもらえると思うが、そうではなく館の稼働率も上げていきたいということであったならば、営業活動もしていったりより多くの市

外の方に、例えば市外の八王子市などに使いたい団体もたくさんあるだろうから、そういうところに告知していただく工夫などもできると思う。だから、その辺をどのように考えているのかと思った。

あと、市外団体については、今インターネットでの申し込みということもあったが、その市外団体自体の管理、名簿登録などは各館ごとになっていくのかどうかというあたりはどのように考えているのかと思った。

須田くらしと文化部長 私から1点目の使用料の関係である。コミュニティセンターの改修あるいは旧福祉館の改修で今後コミュニティ会館になるわけであるが、改修自体が実は初のことであるので、そこにかかった経費をどういう形で分配していくのかについては全体の中でもう少し整理をする必要があるというのが今のところであり、そこについてまだ明確な考え方は整理されていないので、後に譲らせていただく。ただ、そこについては大事な視点だと捉えているところである。まずはそのようにご理解いただきたいと思う。

齋藤コミュニティ・生活課長 私から2点、市境の市外のニーズのところと、その名簿や登録の管理についてお答えさせていただきたいと思う。市境の市外の団体に関してのニーズは、先ほど申し上げたとおり、市外とのすぐ近くにあるようなコミュニティセンターではそういう声がある。

一方で、使われていない時間帯があるので、その両方と言うと少し変であるが、市外の声があるところは非常に限られていて、かつ使われていないところが幾つか市内の館の中にはあるので、そこを両方含める形で対応を取らせてもらいたいと思っている。どちらかというところではなく、できれば空いているところは使っていただくということを主として議論してきたところである。

また、市外団体の登録等については、ご指摘のとおり各館に委ねていく。今現在も市内団体の登録自体は、その館に登録をしているということである。市外団体も、どこの館を使うかということになるので、その館に任せていきたいと考えている。

岩永委員 今お話をいただいたように団体の管理についてもその地域に委ねていくということであるが、市外の団体に使っていただくことで稼働率を上げたいのは、その館だけではなく、市全体としても稼働率が上がったほうが使

用料収入が上がっていくということもあるし、その面で、使ってもらえるかどうかについても館任せではなく、市外の団体で使ってもらえそうなところがあればそういうところに、こういうところが使えるという告知についてぜひ所管としても協力をして一緒になってやってほしい、それで稼働率を上げてほしいということ、ここについてお願いしておきたいと思う。

大くま委員 一つだけ確認であるが、連光寺の老人福祉館から改修をしてコミュニティ会館になるということであるが、先ほどの使用料の算定基準の中では地区市民ホールの単価を利用して導き出したということだったと思うが、要は今までの基準で計算をして使用料を設定したということによいのか、その確認だけしたい。

齋藤コミュニティ・生活課長 今ご指摘いただいたとおりである。三方の森コミュニティ会館に関しても地区市民ホールを根拠にしてやっているの、同じコミュニティ会館であるので、(仮称)連光寺コミュニティ会館も同じ考え方で積算させていただいた。

岩崎委員 一つ確認したいが、予約の仕方は、今までは現地に行って予約するというやり方が多かったと思うが、今後は市外の方だけがSNSになるのではなく市内の方も使えるようになっていくという流れなのか、あるいは両方やっていくのか、そして支払いの仕方がある程度決まっているのかをお聞きする。

齋藤コミュニティ・生活課長 少し言葉が足らなかったところで申しわけない。市内の団体の登録の仕方は特に変わらない。利用ができる2か月先の日が来たときに、現地のコミュニティ会館に行って窓口で申し込む、もしくはその日でもその間に行って申し込む、もしくはインターネットを使うことは可能である。そこは変わらない。市外の団体については、先ほどの2点、館に行って予約をするというのができなくてインターネットのみで受け付けをするというところで、その違いというか差異を設けている次第である。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、3番、多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価につ

いて、市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 協議会案件3番から12番までについては都市整備部の案件となっている。10件あるが、それぞれ担当の所管課長からご説明をさせていただきたいと思う。まずは協議会案件3番、多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価についてから4番、生産緑地地区の都市計画変更について、5番、特定生産緑地の指定についてまでの3件、松本都市計画課長からご説明をさせていただく。

松本都市計画課長 それでは、協議案件資料の3番目、多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価について資料をお開きいただけるか。多摩センター駅周辺地区都市再生整備計画事後評価についてご説明させていただく。

こちらは、都市計画マスタープランに位置づけられた広域拠点である多摩センターにふさわしい魅力とにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、平成29年3月に策定し、計画に位置づけた基幹事業としてストリートファニチャーやサインの整備事業、道路占用許可制度の特例を活用したオープンカフェ事業などを実施してきた。

また、計画の区域内の都市計画施設や公共施設のリニューアル整備等に関連事業として位置づけており、各種事業が実施中である。都市再生整備計画の計画期間は5年間で、計画期間の最終年度には基幹事業に関して法定の事後評価を行うことが規定されているので、事後評価の原案、事後評価シートをこのたび作成した。広くその原案を公表し市民の意見を募るとともに、それらの意見を事後評価に反映させることを目的として11月22日から12月10日でパブリックコメントを実施している。

こちらの資料の1～2ページについては、この計画の事後評価として公表する規定の書式が3ページ以降になるが、こちらの内容が少しわかりづらいということがあるので、パブリックコメントを実施する際に概要説明としてつけた資料をもとに、1ページ目、2ページ目を作成している。

こちらの概要についてであるが、本資料の1ページ目下段から2ページ目の上段にお示しさせていただいている。主なポイントとしては、箇条書の4つ目のところをご覧いただきたいが、基幹事業として来訪者の誰もがわかりやすいよう多言語での案内板・サインの設置をした。

また、2ページ目に参加、道路占用許可の特例を使ったオープンカフェの設置、オープンカフェと併せて滞留空間としてベンチも含めストリートファニチャー等の設置を行ったところである。だが、バスロータリーからペDESTリアンデッキにかかる階段へのエスカレーターについては、荷重や上屋の柱への干渉、バス停の位置の変更を伴う可能性など、設置場所の構造的な課題や民間事業者が設置したエスカレーターによる歩行動線の変化も踏まえて都市計画施設であるバスロータリーの都市計画変更を見据える必要があったので、基本調査の実施まで行ったが、整備自体は延期している。

また、2ページ目中段にお示ししてあるが、本事業に係る事業ではないが相乗的な効果が期待できる関連事業としてパルテノン多摩、多摩中央公園、中央図書館、レンガ坂に係る工事について位置づけてある。本計画はここで計画期間の最終年度であるが、多摩センター駅周辺の再生に向けた取り組みについては引き続き継続して実施していく必要があるので、計画を更新し次年度以降も継続して実施していくことを考えている。

2ページ目の下段にお示しさせていただいているが、今後のまちづくりの方向性については大きく3点挙げさせていただいた。1点目、回遊性のあるまちなみの形成である。こちらはパルテノン大踊りを中心ににぎわい環境を創出することにより近隣施設を巻き込んだ回遊性のあるにぎわい環境の創出を図るところ、2点目、駅周辺施設の改修。こちらは現在も関連事業に掲げられている駅周辺施設の整備を推進していくことで商業施設との相乗効果を発揮し、人の流れを生み出すところ、3点目は、移動環境の充実。関連事業に掲げられているペDESTリアンデッキやバスロータリーの改修検討に併せ歩行支援施設を整備するなど、誰もが移動しやすい環境の形成を図ること。また、駅周辺の施設へのアクセスの際に雨などにぬれずに移動ができるよう屋根等の整備の必要性を検討することを考えている。

今後は、12月16日に多摩市まちづくり審査会でご審議いただき、12月中に原案を国に提出する予定となっている。3ページ以降、計画のこちらが提出するものとなっているが、概要については今ご説明させていただ

だいた内容であるので、少しお目通しいただけたらと思う。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 エスカレーターのことであるが、一応今までどうなるのか、初めはすぐやるという状況のときもあったが、こういう状況で市民の方の中ではそういう話もあったぐらいの感じになっているかと思うが、ここでまたやるような雰囲気になっているのは、やったほうがよいとある程度決まってきたのか、ああいうものは電気が使われていくので常時動かしておくということなのか、そこら辺のところはある程度これからなのか、やるという方向までは来ているのかをお聞きする。

松本都市計画課長 今ご質問いただいたエスカレーターの設置、多摩センター駅からペDESTリアンデッキへの回遊性をどうするのが課題だというのは、かねてから言われているところである。実施するかどうかも含めて、本当に必要なかどうか、あったほうがよいとは思いますが、それで費用対効果的に本当に多く使っていただけるのかという課題もあるかと思うので、そういったところも検証していく必要があるだろうと考えている。今後は本当に必要なかも含めて検討しながら整理していきたいと思っている。

岩崎委員 今後ということは、まだそのままよろしいということと理解した。

岩永委員 確認であるが、これの5ページのところに地区の概要というのがあり、そこにまちづくりの大目標と目標が1から3までであると思うが、これと目標を定量化する指標というところの関連性があまりよくわからないなというのがあるが、特に目標3のまちづくりへの住民、企業等の主体的な参加の推進というのは、これはどの目標ではかっておられるのか。

松本都市計画課長 こちらについてはオープンカフェ事業の日数で、そういったところができることで企業の活性化というかペDESTリアンデッキ上にあるお店の来客者数がふえることにつながるだろうということでこちらの指標を当てさせていただいたところである。

岩永委員 それは来訪者がふえる、例えば売上げがふえるということがあってきちんと根拠として示せるかと思うが、これは「主体的な参加の推進」と書いてある。「主体的な参加」であるから、どういうことなのかと思う。

松本都市計画課長 例えばであるが、あそこのオープンカフェを実施するところにパラソ

ルが立っているのは、あそこの前の店舗が独自に立てていただいているところで、行政側はそういうスペースを設置することをやらせていただいたが、それによってお店側も非常に助かっていると聞いているので、一緒になりながら主体的なまちづくりに寄与するような取り組みをしていただいているような状況である。

岩永委員        そういうことかと思っていた。実はあのオープンカフェも、パラソルを出す・出さないというお話が最初あったので、きっとこのパラソルを出した日にちが308日なのだろうと思って理解したが、それが主体的な参加なのか、本当にそれが目標値として今後も適切なのかというあたりをきちんと見ていかなければいけないと私は思っている。

この活性化については、この間の補正予算のときにも少し言ったが、何をもって活性化としたいのかも含めて考えていかなければいけないのではないかと思っている。これはこれで事業評価シートとして都市再生整備計画でやるものだと思うが、この後の評価をし続けるという中では、どのように自分たちで目標をつくって全体的なまちの元気度を測るというかまちの活力を測っていくのかについては、ぜひソフトの部分はどう入れ込むのかも考えながら取り組んでほしいということだけは伝えておきたいと思う。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

4番、生産緑地地区の都市計画変更について、市側の説明を求める。

松本都市計画課長   それでは、生産緑地地区の都市計画変更についてご説明させていただきます。生産緑地の地区指定については、都市部に残された農地の計画的保全を図り、良好な都市環境を確保していくものである。

資料の1ページをご覧ください。（1）生産緑地地区の地区数及び面積についてご説明させていただきます。今年度は一部削除1件、一部追加を2件受け付け、生産緑地地区は133地区のまま、面積は26.76ヘクタールから26.72ヘクタールに、約0.04ヘクタール減、380平米ほど減になったという状況である。

次に、一部削除1件についてご説明させていただきます。資料の3ページ目を

ご覧いただきたいと思う。図の真ん中あたりの黒塗りされている部分が対象となる。こちらの太枠で囲って網かけされた横長の長方形、3つのうち、一番下の右側になるが、相続を理由に買い取り申し出が提出されたことによる削除である。650平米の削除で、黒塗りの部分の左側の部分については宅地化され、北側についてはいずれ宅地化されるがしばらくの間は営農すると聞いている。

追加の案件についてご説明させていただく。資料の2ページ目に戻っていただけたらと思う。諏訪1丁目にある生産緑地番号100番、クローズアップされているところの横の斜線の部分が該当となる。既存の生産緑地に隣接する土地について営農可能な状況となったということで40平米を追加指定するものである。

次に、また3ページ目に移っていただきたいと思う。今ご説明させていただいた削除の部分のところ同じ126の番号を振ってあるところの横長の3つのうちの一番上のところの左側になる、先ほどのものと同じように営農が可能な状況になったということで約230平米追加指定するものである。

なお、こちらの追加・削除については、令和3年11月9日に都市計画審議会で審議していただき決定している。

生産緑地地区の都市計画変更については以上であるが、併せて特定生産緑地の指定についてご説明させていただきたいと思う。こちらの資料については、大変申しわけないが総務常任委員会でもご報告させていただいているので、フォルダーを移っていただきたいと思う。総務常任委員会フォルダーを開いていただいて、12月10日のフォルダーの一番下のところになる。協議会17という資料になるので、こちらをお開きいただけるか。こちらについてご説明させていただく。

資料1ページ目、1のところをご覧いただきたいと思う。特定生産緑地の指定についてをご覧いただきたいと思う。生産緑地は、都市計画決定したことを告示した日から30年経過すると所有者がいつでも市町村長に対して買い取り申し出を行うことができるようになり、生産緑地が宅地化等に転用され、市街化区域内の貴重な緑地が失われるという可能性が大きくなる

というものである。一方、生産緑地を特定生産緑地に指定することで、買い取り申し出をする時期を10年延長することができ、市街化区域内の貴重な緑地である生産緑地が当面維持され、所有者にとっては税制特例措置が継続されるというメリットがある。

今年度の指定申請の対象について、こちらのページの赤の太枠で囲ったところになるが、今年度は平成4年度の指定生産緑地の2回目、平成5年度指定の1回目を受け付けている状況である。

今年度の指定申請の受け付けの状況であるが、2ページ目に移っていただきたいと思う。申請者ベースでは①の表をご覧くださいと、今年度C分Aが該当になるが、21%申請いただいている。昨年度までで60%程度ご申請いただいているので、約8割の方がご申請いただいているような状況になる。一方、面積ベースでは、②の表をご覧くださいと、今年度3ヘクタール、昨年度まで17ヘクタールであったので合計20ヘクタール申請いただいているので、74%ほどの申請が終了しているような状況である。

なお、これらの内容についても、自然緑地法第3項の規定に基づいて、令和3年11月9日の都市計画審議会において意見聴取を行っている。

今後の点については、令和4年1月、令和4年度の指定分の受け付けをする予定となっている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて6番、多摩ニュータウン再生の進捗状況について、7番、都営住宅建て替えの進捗状況について、市側の説明を求める。

星野ニュータウン再生担当課長 まず資料の説明の前にご案内だけさせていただきたいと思う。12月3日に発売されているが、都市出版というところで発行されている『月刊東京人』という雑誌に、昨年から下取材があったが、今回多摩ニュータウンの特集ということで、80ページぐらいの特集を組んでいただいている。多摩市長の座談会なども入っているが、書店で売っているので、時間があつたらぜひ見ていただければと思っている。

それでは、協議案件の6番の多摩ニュータウン再生の進捗状況について

と、7番の都営住宅建て替えの進捗状況について、一括してご説明を申し上げます。

まず6番、多摩ニュータウン再生の進捗状況についてである。11月11日に令和3年度第2回多摩市ニュータウン再生推進会議を開催した。主な議題は、愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画の検討と、尾根幹線沿道の土地利用方針の検討の2つである。

まず愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画であるが、こちらは夏に当該エリアの住民を対象に行った住環境アンケートをもとに、将来都市構造の考え方とリーディングプロジェクトについての議論を行った。

次に、尾根幹線沿道の土地利用の検討については、前回の多摩市ニュータウン再生推進会議の議論を踏まえ、社会的背景及び上位計画の整理を行い、土地利用の理念方針を提案させていただいている。これら理念・方針をベースに新たな土地利用を誘導する戦略として、比較的早期に活用が図られる旧南永山小学校跡地を検証フィールドとして多様な主体との連携による社会実験を実施し、その成果を沿道の新たな土地利用にフィードバックすることを掲げている。また、事務局で夏に実施した企業へのアイデアヒアリングの状況についても再生推進会議で協議をしているところである。推進の仕組みづくりについては、さきの成功事例を踏まえて、事務局を市が担い、コーディネーターを再生推進会議が担い、プレーヤーとなる事業者等を広く募集し、フォーラムの開催による事業PRの参加喚起を行いながら、産官学民の連携による共創プラットフォーム案を提示させていただいている。仕組みづくりについては、次回の再生推進会議で議論を深めていくところである。

次回の再生推進会議は、令和4年の2月3日、木曜日を予定している。また、例年2月に開催しているニュータウン再生のシンポジウムであるが、令和4年2月20日、日曜日の開催予定となっている。

その他として、9月29日の水曜日に、多摩市と独立行政法人都市再生機構との間で多摩市ニュータウン再生におけるまちづくり推進に関する包括連携協定を締結している。内容については、一般質問でもご質問があったようにUR都市再生機構の団地再生事業ストックの活用、多摩ニュータウン

の魅力訴求、まちづくりにおける地域関係者との懇談会の実施運営、市制施行ニュータウン入居50周年記念事業の企画運営、産官学民連携によるまちづくりのプラットフォームの調査研究、相互の職員による勉強会情報交換の実施等について市、UR都市再生機構が連携して進めていくものである。

資料にはないが、現在諏訪・永山地区で、11月11日から17日までUR諏訪団地の高層棟を除却した跡地、それから諏訪児童館の周辺、永山商店街、永山南公園でいすやテーブルを置いての居場所づくり、プレイスメイキングを行っており、この結果も踏まえてシーズンごとに展開していくことも想定して進めているところである。

次に、UR諏訪団地の再生事業の進捗について併せてご報告を申し上げます。令和2年3月に団地再生事業に着手したUR諏訪団地であるが、令和3年3月に移転対象者への条件提示、個別相談等を行った。現在希望調査で確認した意向等を踏まえ、移転に向けた手続や個別相談を継続して実施しているところである。並行して建て替え後の建設に向けて多摩市まちづくり条例に準じた手続を実施しているところである。

続いて7番の都営住宅建て替えの進捗状況についてである。

まず諏訪団地であるが、旧中諏訪小学校グラウンド跡地に建設をしていた諏訪5丁目団地については、建築工事が終了し、11月より順次入居で諏訪4-1街区側からの移転が行われているところである。諏訪4-1街区については、第2工事の実施設計を行う設計を行っており、令和3年度中に建築工事に着手する予定である。

次に、東寺方・和田・愛宕団地についてである。旧西愛宕小学校跡地については現在建築工事中で、完了は令和4年度の見込みである。和田・東寺方団地については、令和3年10月に基本設計業務委託が終了したということである。

以上で協議会案件6番の多摩ニュータウン再生の進捗状況について及び7番の都営住宅建て替えの進捗状況についてのご報告となる。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。  
この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時01分 休憩

---

午後 1時00分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは、8番、多摩市営住宅条例及び多摩市営住宅条例施行規則の一部改正について、市側の説明を求める。

大島住宅担当課長 それでは、案件の8番、多摩市営住宅条例及び多摩市営住宅条例施行規則の一部改正についてご説明する。資料はないので、口頭のみでご説明する。

本件については、先ほどくらしと文化部より説明があった今後予定されているパートナーシップ制度の導入に合わせ、市営住宅においてパートナーシップの宣誓をされた方の入居を可能とするため、多摩市営住宅条例及び多摩市営住宅条例施行規則の改正を行うものである。現行の条例では原則として親族以外との同居を認めていないが、パートナーシップの宣誓をした者については親族の範囲に含めるという改正を行うものである。具体的な条文については、ただいま文書法制課と調整中である。

他市の状況についてであるが、令和3年8月に調査をしたところでは、都内26市中5市においてパートナーシップ制度を導入されており、そのうち3市で市営住宅条例で市営住宅への入居を認めているところである。また、残り2市のうち1市については現在市営住宅条例の改正を検討しているところであり、また、もう一つの市については市営住宅をそもそも持っていないので対応しないというところである。

今後の予定であるが、多摩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱が制定された後、令和4年第1回の多摩市議会定例会において条例改正の提案を行い、令和4年4月からの施行を予定しているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、9番、市道5-35号歩線道路改良工事（レンガ坂）の追加工事説明会について、市側の説明を求めます。

檜島道路交通課長 それでは、9番、市道5-35号歩線道路改良工事（レンガ坂）の追加工事説明会についてご説明をする。タブレット資料協議会9番のところであるが、最初に、追加工事説明会の実施目的である。10月2日に工事説明会を開催したが、工事説明会後も工事内容等へのお問い合わせ等が数多く寄せられており、その意見の中で説明会があったことや工事そのものについて、伺っていないといった意見もあった。このたび、より丁寧な説明を行うことを目的に、追加で工事説明会を実施したものである。日時等については、令和3年12月11日、土曜日にリンクフォレストで行ったところである。

整備方針であるが、3点ある。1点目が歩行者の安全性を確保するため、歩行者と自転車道を分離すること、2点目が、大木化し倒木の危険のある樹木を更新すること、3点目として、歩きやすい舗装やイベント利用を見据えた空間の確保を行うこととしている。

続いて、タブレット資料の協議会9番の追加資料をご覧になってほしい。この追加工事説明会であるが、参加申込み数が53名に対して47名の方にご参加をいただいた。前回の10月2日の説明会以降、ユリノキを残してほしいというご意見、レンガタイルを残してほしい、街路灯を残してほしい、自転車道や広場中央の構造物は要らない、こういった意見を前回の説明会のときやその後の市民の声などから複数頂戴している。

これらを受けて、今回の追加説明会の中では、資料の（2）のところであるが、前回の説明会で行った説明からの変更点ということで、追加工事説明会の中で説明をさせていただいている。1点目について、工事に影響がない8本のユリノキを残す。ただし、強剪定や支柱の設置は必要であるということ、2点目として、レガシー広場としてアカデミーヒルズ前の広場に一部の既存の照明灯やレンガタイルを残してこれまでの面影を再現するようなしつらえを検討する。3点目として、広場中央の構造物の形状について、工事期間中に自転車と歩行者の通行方法等の実験を行い、設置の有無を含めて検討する、このように説明を申し上げた。

資料の(3)であるが、追加工事説明会でいただいた主な意見10点についてご紹介を申し上げます。歩行者と自転車を分離する必要はない。それからユリノキを残してほしい、木陰が必要である。広場の真ん中の形状は不要である。改修後の舗装材は反対である。現在のタイルは特注であり、今後はさらに維持管理面で困難である。ユリノキは根が張れない環境である。今後を見据えて更新するべきだ。自転車のスピード抑制としてハンプやスラロームを検討してはどうか。利用者のルールづくりが必要である。

これは、マナーやモラルも含めてということである。説明会での市民意見は工事に変更要素として反映してもらえるのか。それから車椅子の利用を考えると、凹凸していて利用しづらい。バリアフリーを考えてほしい、このような意見を頂戴したところである。このユリノキを残してほしいというご意見については、先ほど8本を残すとご説明を申し上げたが、レンガ坂の西側に当たる商業施設側については、休憩スペースの位置を変更するなどして、さらに数本は残せるのではないかと考えている。

今後、ユリノキの位置や状況等を現地に行って確認をした上で検討していきたいと考えている。また、歩行者と自転車を分離する必要がないといったご意見や、自転車のスピード抑制としてハンプやスラロームを検討してはどうか、広場の真ん中の構造物は不要である。こういった交通に関するご意見については、自転車利用のルールを策定すべきだというご意見も頂戴しているが、改めて歩行者優先であることを通行者の方に認識してもらい、通行者のマナーやモラルも大事な要素であると考えているので、今後工事の完成前に改めて社会実験的なことを実施することも検討し、工事を進めてまいりたいと考えている。

また、既存のレンガは、きれいに改修できたものは広場で使用したり、街路灯は多摩センター駅周辺の街路灯の修理用にストックするなどして有効活用を図っていくことも検討していきたいと考えている。そのほかに、御影石のベンチなどがあるが、利用可能なものは極力現工事の中で再利用を行っていきたく考えている。これらの変更等については工事を請け負っている業者と調整中ではあるが、ここで一旦工事を休止しているので、工期の変更等を含めて設計、設計変更を予定している。最終的な工事の完了につい

ては、令和5年6月頃になると想定をしている。また、工事については、年末には伐採する樹木にテープなどで印をして、年明けの1月中旬前ぐらいから工事に着手していく。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 この間の11日から日がない中での状況の説明であるが、そちらに参加させていただいてのことであるが、最終的には市長もいろいろお話しされて、そこに関しては市長がある程度引き取ったという形だったかと思う。大分周知がされてきて、市民の中に浸透しているのだなというのを感じられた。

その周知に関しても非常にありがたいと言っているご意見の方もおられたので、周知は今後も動きの中で続けていかれるとは思いますが、今、課長からざっくりと、このようにして仕上げは令和5年6月で、来年には順次工事を進めたいというお話だったが、市民に説明をされると大体は関心のある方が多く出られるのだとは思いますが、これからの市民への説明会等、説明についてはどのように考えているのかお聞きする。

檜島道路交通課長 市民への周知の仕方というご質問でよろしいかと思うが、今回のレンガ坂については、多摩センター駅周辺で非常に通行量も多く、市民の方も関心を寄せるところだと捉えている。今回のこういった非常に市民の注目を集めるような路線については、例えばこの後ご説明する諏訪・永山ふれあいの道ではワークショップなどを開いたりしたが、ワークショップを開くかどうかはまた別でその都度検討していくが、こういった計画があることは、なるべく早め早めにたま広報や市公式ホームページ等で周知を図っていきたいと考えている。

岩崎委員 これからほかにもいろいろあるということだったが、レンガ坂に関しては、市民への説明会という形ではなく、たま広報あるいは掲示というような形で進めるのか。あそこで論点になったのが四角の広場のところだった。四角の広場のところの真ん中にロータリーっぽくやるのがどうなのかと、自転車優先道路ができてしまうことでスピードが上がってしまうことの怖さというのが結構、今はハンプ等がなくても自然とよけているのでスピードが落ちたり上がったりしながら下りていくと言っていたが、優先となる

とよりスピードが出てしまうのではないかという怖さを言われていた方が多かったかと思った。そういう意味では、一つ一つこれはこのようにしていくという区切りで説明するのは難しいかわからないが、何となくもう1回ぐらいやってくれるのではないかというような雰囲気もあった中で、このレンガ坂だけについてお聞きするが、どのように伝えていく形になるのか。

檜島道路交通課長 今ご質問あった四角広場のところの形状についてであるが、中心部にベンチを置くなどしてロータリーのような形状にしようかと計画しているところであるが、これについても意見をいろいろいただいているところである。その意見の中に、従来のそのままの広場にしておいてほしいというご意見があった。ただ、このロータリー形状の広場のところは、自転車の交錯や歩行者の交錯を避けるために今回設置する予定である。このロータリーというか中心部のベンチを置く部分については最終の工程になってくるので、ここについては舗装等が終わった段階で再度社会実験的にカラーコーン等を設置してこういう形状になることをお示しさせていただき、その上で自転車の方、歩行者の方に通行していただいて、また感想を聞くような形をとっていきたいと思っている。

また、優先道路をつくとスピードを上げるのではないかというご意見もあった。追加説明会の中で言ったように、自転車道とは言っても歩行者専用道路で、歩行者優先には変わらない。この自転車の通るゾーンについて、スラローム形状にするとかハンプを設けるといったご意見もあった。現状でこうしたらよいのではないかという案は市のほうでまだまとまってないが、この表示方法を一度市で提案して設置させていただいて、最終的に前段で申し上げた社会実験的なことをやる中で、さらに市民の方から通行ルールに関するような提案があるようだったら、ぜひ市民の方から発案をしていただければ、市もそれについてお手伝いをしていきたいと思っている。こういったことについては、こちらも現段階で決まっているわけではないが、市公式ホームページやたま広報でお知らせしていきたいと思っている。

岩崎委員

多分丁寧な説明が一番市民に届くのだろうと思った。私は一般質問では、気候非常事態宣言ということで、樹木を街路樹として見るというよりはCO<sub>2</sub>の削減的な効果として見るのではないかと考えたが、今回のこの説明会

でも、気候というよりは日陰・木陰ということでは言われている方もいて、いろいろなことを一生懸命お伝えすればよい案も出てきて市民も納得するのだなとあのときに思った。市長も来てくれているのだという声もあったぐらい、やはり大事に説明していただきたいし、掲示もしていただきたい。大分理解はできてきたと思うが、今後そここのところにエネルギーを注いでいただけたらと思うので、よろしく願います。

岩永委員　　私がお伺いしたいのは、今いろいろと工事をストップして説明会をやることによって工期が多少延期されるということはあるが、設計変更あるいはその追加工事の必要によって全体予算がどうなるのかが大変気になる。もともとその改修は道路を改修した後の管理運営コストを低減させるために行うものであると認識するわけであるが、その辺りについては変更があるのかなのか、変更があるとしたらどのぐらいまで予算をふやすことを考えているのか、あるいは減らすことを考えているのかについて確認しておきたいと思う。

佐藤都市整備部長　　ただいま檜島道路交通課長からご説明させていただいたとおりで、工期についてはこの間着手しないでいる部分についてはどうしても後ろに行かざるを得ないし、既に契約している案件に対してどこまで修正がきくのか、まさに今契約事業者等と協議をしているところである。一般論であるが、何か新たな項目が追加されれば当然そこには経費が発生してくる、また工事を立ち止まっている期間も、契約業者からすれば人的な経費や工事の資機材の確保に当然金がかかっているの、まず現予算の中でどこまで可能なかを今協議をしているところである。

一方で、ご質問のとおり総予算という形になってくると、どういう見込みを今立てているのかであるが、現状の考えとしては、現契約の中で何とかできるのかできないのかという協議をしているが、最終的にそれよりふえてしまう可能性はあるものだと私どもも考えている。それが議決をいただいている予算の範囲内で済むのか済まないのかを含めて、今、契約業者と詰めているところである。現在のところそこまでお答えできる状況ではないが、ご質問のとおり総予算がそれを大きく上回ってしまうことについての是非、また市民の皆様方の声をそのまま工事形態に反映させると後年度における

ランニングコストの負担はどうなるのかも慎重に判断しなければいけないと考えている。そこについても、工事の進捗状況の予定といった部分を含めて、これから市民の方々にもご説明をしていきながら進めさせていただきたいと考えている。

岩永委員

総コストをどう考えていくのかは非常に重要な視点ではないかと思う。もともとここは多分都市計画税を入れられることも含めて約5億円と記憶しているが、それをどこまで飛び越えてやっていくのか。もちろん総コストも重要である。それから、どこもそうだと思うが、多摩市の街路樹は確かに美しいが、それを管理していくことが非常に重要であるし、特にユリノキについては非常によい状態で管理していくことの難しさがあり、今まできちんと手が入れられなくて大きくなり過ぎてしまったということもあった。

一般質問の中でも、樹木医に調査をしていただいて7割以上はそのまま残しておくのがかなり難しいだろうという判断もあったと聞いているのに、8本は残せるかもしれない、そしてまた残してほしいと言われたらもう少し残せるかもしれないというような形になっていて、だったら最初は何だったのかということにもなりかねないと思う。確かにこのようなことを言うと、自分はそこを日常使っていないからだと言って地域の方からは怒られるかもしれないし、何も知らないのに一議員がと私も言われるかもしれないが、多摩市の街路樹を含めた樹木の管理は、これからの後年度に対して本当に負担になっていくからこそ、今だったらまだ間に合うということで一生懸命皆さんも街路樹よくなるプランをつくりながら、道路の改良に合わせてなるべく管理しやすい、手入れがしやすい木を植えていこうという考え方をずっと貫いてきたし、それについても市民の皆さんからは一定程度了解を得てきたものだとも私たちが理解している。

その上で、今回のこうしたことになっているので、本当にまたほかの場所でも、今まであったものがなくなることになることになると、それは悲しいし寂しいし、どういうことなのだと思うってしまう気持ちもあるが、それ以上に総コストがふえること、あるいは後年度負担がふえることに対してもきちんと理論を持って、根拠を持って市民説明会の場に出ていかないと、とりあえずそこで言われていて、そうだなと思うことについてはできるだけ取り入れ

ようというようなスタンスだと、街路樹や一本の道路の問題かもしれないが、そういうものを蓄積していくと非常に大きな負担増にもなっていくはずである。その辺りを市民との説明会のときにもきちんと説明できるような準備を整えていく必要があるのではないかと考えていて、その辺りが今回の説明会の中でどのように語られたのか、ここは後から教えてもらえばよいから聞かないが、非常に気になっている。

今後は総コストをどのように考えるのか、やるにしてもコストを変えない中で皆さんの意見を入れ込むのと、コストは変わってもよいから皆さんの意見を聞くのとでは、その説明会の持ち方や話の仕方も変わってくると思うので、その辺りのスタンスをきちんと明確にしてほしいということにだけお答えをいただきたいと思うが、いかがか。

佐藤都市整備部長 まさにただいまご指摘いただいたとおりと認識している。今回の説明会については、工事の実施説明会で、既に基本設計・実施設計を終えて、工事契約を終えて、いよいよ工事着手をしていくという説明会であった。一方で、このコロナ禍を理由にしてはいけない部分もあるが、私どもの反省の部分としても、基本設計が終わった後の実施設計のタイミングで、今市が考えている計画はこういう計画であり、そこについて様々なご意見が欲しいという進め方を考えてはいたが、広く皆さんからの声を聞く機会が取り切れない中でも、工夫を図ってオープンハウスで進めてきた。

その進め方に対して、聞いていない、知らないというお声をあれだけ多くいただいたということは私どもも踏まえなければいけないところがあった。本来であれば工事説明会であるので、いわゆる変更があるとすると、例えば朝の工事着手時間が何時からなのを少し時間を変えよう、交通誘導員が同じ3人立つのにも、ここに3人ではなく2人と1人にしよう、そういった説明が主になってくるのが一般的なものであるが、今回の工事説明会については多くの方からの聞いていないというところから始まってしまったことについては、今後の進め方について私どもも考えさせられるものがあったところである。それがあったからではないが、できる限りお声を聞きながら進めていくのが市としてのスタンスだと考えている。

公共事業を進める中で、私どもも、レンガ坂の景観やにぎわいは確かにす

ばらしいものがあり、できれば私たちも残したいというところからスタートしている。ここもある部分申しわけないところがあるが、この40年間適切に樹木の管理をしてこられたかという、正直し切れてこなかったと認めざるを得ない、おわびしなければいけない部分はあろうかと思う。そういう中で、一昨年夏の台風15号でのあれだけの倒木を目の当たりにしてしまうと、安全を最優先にしながらも、景観の問題や愛着もあり、できるだけ何とかできないのかというところで、工事説明会ではあっても皆さんの意見をできる限りまずは聞こうと、聞ける中で、既に契約している案件であるので、総工費や後年度の負担も総合的に勘案してこれから進めさせていただきたいということである。

議会の皆様にも生活環境常任委員会の協議会案件などでたびたびご報告はさせていただいていたが、改めて市民の皆さんへの周知の重要性を痛感しているところである。重なってしまうが、総コスト、またランニングコスト、今後の説明や意見交換を進める上で、聞けばやるというスタンスなのか、こういう案こういう案をいろいろ考えてみたがこういう形で進めざるを得ないことを理解してほしいというスタンスなのか非常に重要になってくるが、基本的には私どもその後者、後年度の負担と市民の安全が第一になってくると考えている。

岩永委員 議会の一般質問で取り上げた方も数名おられるが、一旦予算を可決しているという私たちの立場もあり、私もこの件について市民の方に責められたが、行政がここまでいろいろやってきたことに対して十分か不十分かと言われるといろいろな評価はあるかもしれないが、コストも含めて議会として決めたということである。それを、市民の声を聞いたら上がってしまうから上げたというのでは、ほかとのバランスもあるから正直言って難しい。そういう意味では、今後説明をされるときに、総コストや今後のランニングコストも含めてきちんと考えた上で説明会にぜひ臨んでいただきたいということを重ねてお願いしておきたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、10番、市道4-11・4-26号歩線の意見交換会開催結果について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 それでは、続いて10番の市道4-11・4-26号歩線の意見交換会の開催の結果についてである。タブレットの資料の(1)のところ、意見交換会の実施目的からである。利用者の安全・安心な空間を確保するため、樹木の更新を行い、遊歩道を広げる工事を令和4年～5年度に行う予定である。本件については、昨年の12月議会において桜の伐採等についての政策提案が提出された案件ある。

予定では今年度より実施することで調整を行ってきたが、新型コロナウイルスの関係などもあり来年度より実施する方向で調整を進めているものである。本件についてもレング坂同様に街路樹等についてのご意見をかねてより複数頂戴しているので、工事の実施に向けて周辺市民等を対象に意見交換会を行ったところである。

実施日時等については、令和3年11月20日、土曜日、瓜生小学校体育館で行った。参加人数は、定員50名のところ16名の方にご参加をいただき、4グループによるワークショップ形式で開催をさせていただいた。

資料の(3)のところであるが、頂戴した主な意見である。全部で16件ピックアップさせていただいた。この中で11件が樹木に関することである。要約させていただくが、樹木に関することでは、桜の木を切ることに反対する意見や、植え替えるなら桜にしてほしい、シンボルとなっているクスノキは残してほしい、ヤマモモは残してほしいといったご意見である。当該工事においては樹木診断により不健全な桜が複数本あり、倒木や落枝の危険があるので全て伐採する計画である。

しかしながら、残してほしいといったご意見もあるので、有効幅員4メートルを確保する上で支障がなく、かつある程度健全性が保てそうな桜については残していくことも検討したいと考えている。そのほかに、明るさや見通し、自転車のスピードの出し過ぎなどのご意見も頂戴しているが、街路灯の更新や樹木の更新、舗装の打ち替えなどによりこれらを解消することも多分にあるものと考えている。

資料の(4)のところが意見交換会の様子である。付箋紙にご意見や要望

を色別にご書いていただき、計画図面に張りつけていただいている。

(5)の今後の予定であるが、意見交換会でいただいた意見は、現在まとめ作業を行っているところであるが、来年1月頃にはホームページ上で掲載させていただく予定である。また、ご意見を反映した形の設計図面・図等を来年3月頃に公表させていただく予定である。来年度の工事着手前には工事説明会を実施した上で工事を進めさせていただきたいと考えている。この工事説明会については来年の夏頃を予定している。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて11番、舗装補修工事について(令和3～4年度)、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 続いて11番の舗装補修工事についてである。本件については、12月補正予算で既にお認めいただいている案件であるが、債務負担行為いわゆるゼロ債工事である。このゼロ債工事については、工事の施工時期等の平準化と併せて、不調不落の防止を目的として比較的小規模な舗装補修工事について次年度早期に工事を実施するものである。また、路線の選定については、日常管理で穴埋め等の発生頻度が高い生活道路、幹線道路の局所的な補修が必要な箇所を選定している。

本件については、5件の舗装補修工事を提案させていただいている。資料の左上の①であるが、市道の2-34、2-35号線である。ななやま緑地の北側の生活道路で、延長が約245メートルである。②の市道3-98号線であるが、連光寺2丁目の工務店があるが、付近の生活道路で、延長が約170メートルである。③の市道3-44号線である。こちらは連光寺4丁目の桜ヶ丘カントリーの川崎街道を挟んだ南側の住宅街の生活道路で、延長が約200メートルである。④として、市道の6-8号線と6-100号線である。6-8号線については、鶴牧1丁目の稲荷橋通りの京王線高架下付近で、延長が約70メートルである。6-100号線については、中沢2丁目地内の唐木田駅付近の生活道路で、延長が約20メートルである。最後⑤は市道5-87号線である。こちらは落合1丁目の多摩センター南通

りから上之根大通りまでの一部区間で、延長が約55メートルとなっている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて12番、第11次多摩市交通安全計画の策定について、市側の説明を求める。

渡邊交通対策担当課長 議会タブレット資料、協議会12、031214交通対策担当という資料になっている。そちらに策定についてと概要を入れさせていただいているので、そちらを使ってご説明をさせていただければと思う。

多摩市第11次交通安全計画の策定についてであるが、この交通安全計画は交通安全対策基本法に基づいて策定されている。通常のパターンだと、まず国が交通安全計画を定め、それを受けて各都道府県レベルで、我々のところでいくと東京都が東京都交通安全計画を策定し、我々としてはその東京都が定めた交通安全計画に基づいて多摩市交通安全計画を策定していくという流れになっている。

これまでの経緯でいくと、令和3年4月下旬、今年度始まってすぐであるが、そこでまず東京都の交通安全計画が公表になった。その中身を精査させていただいて、本市の場合は市長が会長となっている多摩市交通安全対策会議があるので、そちらでそれに基づいての交通安全計画を策定するというご承認をいただいて策定の手続に入り、庁内各課にヒアリングをかけて、まず庁内で素案の確定をさせていただいている。現在どこまで来ているかというと、その欄でいくと令和3年12月5日、先週からであるが、パブリックコメントを実施させていただいている。

このパブリックコメントに関しては、ツイッター、市公式ホームページ、たま広報、今回初の試みとして、各図書館でいろいろなタイミングを得て企画展示をさせていただいているが、その中で聖ヶ丘図書館から交通安全についての企画展示を行っていただけというお話をいただいたので、その企画展示期間に合わせて、今もであるが図書館にこの交通安全計画素案を置かせていただいて、意見をいただける方には投函箱もそこに設置していた

だくような形の試みもしておるところである。今後については、パブリックコメントが終わったら、いただいたご意見も含めて精査をさせていただいて、コロナの状況を見て場合によっては書面開催という可能性を少し残してはいるが、2月の月上旬にまず交通安全対策会議でのご承認をいただき、庁内の会議を経て、3月の議会では計画決定したというような形でのご報告をさせていただければと思う。

今回の交通安全計画の中身であるが、2ページ目の概要を見ていただければと思う。まず計画の位置づけは、先ほどご説明したが、昭和48年から今ずっと5年置きの計画で更新をしてきているところである。多摩市においては、先ほど言ったように市長を会長にして、警視庁、こちらは多摩中央警察署の署長、消防庁、これも多摩消防署の所長、市内に国道はないが都道は結構あるので東京都南多摩東部建設事務所の所長、交通安全協会の会長、それから教育長と都市整備部長という委員構成となって交通安全計画の中身の議論、ご検討をいただいているところである。

今回の計画については、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間となっている。

計画の推進は、その会議のステークホルダーは当然やっていかなければいけないところであるが、それ以外に交通事業者や市民の方たちにも気をつけていただかなければいけないところがあるので、それぞれの関わり方、役割も交通安全計画の中に含ませていただいている。

今回の第11次の目標であるが、計画期間中の交通事故死者数は大切な命であるので普遍的にゼロを目指していきたいという形で、死者数をゼロとすることを目標にさせていただいている。それから、年間の交通事故の死傷者数については、一時期に比べると随分減ってきてはいるが、それでも毎年300人前後の方たちがけがを負われているところもあるので、今回については年間の死傷者数を何とか270人以下、これは平成27年の前回の計画からいくと3割減、昨年と比べると大体10%減ぐらいになるが、そこを目指していきたいと考えているところである。

あと、重視すべき視点は、そこに挙げさせていただいているとおり、高齢者及び子どもの交通安全の確保、自転車の安全利用の推進、二輪車の安全対

策の推進、飲酒運転の根絶である。

今回一番大きなところでいくと、この計画は先ほどもご紹介したとおり東京都や警視庁、消防庁も入っているので、大きく変えたところとしては、今回の計画から東京都の交通安全計画の章立てに合わせさせていただいて、表現なども極力一致させ、重複するところがないような形で策定させていただいている。この意味としては、警視庁や消防庁は東京都の計画を見て進めていかなければいけない部分と、各自治体に合わせてというところもあるので、その辺では理解しやすくわかりやすくということで、東京都の交通安全計画の章立て、言い回しとなるべくそごがないよう近づけるという形に変更させていただいているところである。

雑駁ではあるが、内容的にはそのような形で今進めているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、13番、多摩市まち美化キャンペーンの実施報告について、14番、地球温暖化対策及びプラスチック対策における全職員の取り組みについて、15番、水質汚濁に係る環境基準の改正について、一括して市側の説明を求める。

鈴木環境部長 環境部からの報告案件であるが、協議案件13番目の多摩市まち美化キャンペーンの実施報告についてから20番目の多摩市プラスチック削減方針素案についてまでの8件になる。順次担当課長ごとにご説明させていただくのでよろしく願います。

佐藤環境政策課長 では、私から協議案件13番から15番までまとめて説明をさせていただく。

まず協議案件13番、多摩市まち美化キャンペーンの実施報告についてである。資料をご覧願う。こちら新型コロナウイルス感染症の感染拡大で昨年から行えていなかったまち美化キャンペーンを1年半ぶりに実施した報告になる。

まず1、キャンペーンの主な内容であるが、まち美化推進協議会の皆さんと協議し、清掃はこれまで同様4駅周辺で、併せてポイ捨て防止と受動喫煙

防止、さらにNPO団体から埋め込みパネルを借用して展示し、使い捨てプラスチックの問題提起についてもアナウンスをして啓発を行った。

2の実施した日とその場所である。表のとおり10月28日から11月1日まで、市内4駅を順番に回りながら行った。

3番、キャンペーンの参加状況である。感染状況が下火になっているとはいえ、どのくらい集まっていたか少し不安でもあったが、総勢213名の市民の皆様にご参加いただいた。特に聖蹟桜ヶ丘駅については、89名もの多くの市民・市民団体、ほかにも商店街の皆さん、さらに商店街のお計らいで東京ヴェルディの選手の皆さんにもご参加いただいた。

4番目、ごみの収集状況である。こちらは2ページ目の過去の実績と比較して見ていただきたいが、残念ながらばい捨てごみは相変わらず多いという状況だった。特に聖蹟桜ヶ丘で集められたごみが多いところが目についたが、これは参加人数が多かったこと、あと清掃範囲も、いつも行っている川崎街道や駅周辺に加えて、例えばオーパの南側の道路にも範囲を広げて行ったというところも要因としてあるのではないかと考えている。

それにしても、たばこの吸い殻が過去に見ないほど数が捨てられていたというところで、この辺は非常に残念と感じて、今後何か対策を取っていかねばいけないと感じている。次回以降は、こういったところ、具体的にどのようにここを改善していくのか、まずどの場所に集中して落ちているのか、アプリなどもあるので、そういったものを活用しながらキャンペーンの中で行っていくことも一つ方法なのかと考えていて、まち美化推進協議会の中でこのあたりも検討して、考えていきたいと考えている。13番についての説明は以上である。

続いて14番、地球温暖化対策及びプラスチック対策における全職員の取り組みについてである。資料をご覧願う。令和2年6月に多摩市議会と共同で気候非常事態宣言を行い、市民の皆さんにも一人ひとりこの気候危機を我が事として捉え、環境配慮の行動をお願いしていくためには、まずは我々職員自らの行動も律していかなければならない。そのため、市職員の環境配慮の行動をいま一度見直し、実践していくことを見える化するために企画したものである。

では、どのような取り組みを行っていくのか、資料1のところにあるように、組織として行うもの、それから個人として行うもの、こういったものに分けて、取り組み内容もいろいろある中で、まずはわかりやすいもの、市民に対しても、共感を得やすいものから始めていきたいと考えて、このような内容で進めることを決めた。

では、それぞれ少し詳しく説明をさせていただく。まず1、組織として行うものである。ここの(1)としてこれまでの温暖化・プラスチック対策の総点検と実践である。ここでは、既に設置している第二次多摩市地球温暖化対策実行計画(公共施設編)の日常的に実践する基礎的な取り組み、そして、もう一つ、多摩市役所庁内におけるプラスチック削減方針を再確認して、業務の中で実践していくことを掲げた。地球温暖化対策実行計画(公共施設編)の日常的に実践する基礎的な取り組みについては、別添資料の1の12ページのところに詳しく記載をしているので、そちらもご覧いただきたいが、例えば照明機器や空調機器、そしてOA電化製品の適正使用、公用車の適切な使用、あとグリーン購入など日常事務の中での環境配慮、今日も資料は電子だが、ペーパーレスもその一つとして実践、今も既に庁内の中でも進んでいるところである、こういったところを再確認して実践をしていくところである。

そしてもう一つが、庁内のプラスチック削減方針を進めていくということである。これも別添、資料2の2が一番わかりやすいのでそちらをご覧いただきたいと思うが、グリーン購入の実践や業務の中で不必要なプラスチック使用の削減に取り組んでいくといったところである。特に会議については、飲物も、我々も委員の皆さんも皆ペットボトルの使用をやめてマイボトルにしていくことを再確認し、実践をしていきたいと考えている。

ほかにも協力要請という部分では、公共施設の自動販売機についても、ペットボトルの削減を目指していくとともに、今それが難しいということであればせめて段階的にまずはボトルt oボトルの容器に替えてもらうなど、とにかくこういったことを進めながら職員の意識醸成と、市民にもわかりやすい形で見える化していく。庁内で使い捨てプラスチックなどは代替品に替えて、使い捨てを問わず不必要なプラスチックは買わない、置かない、

使わない、そういったところを積極的に進めていきたいと考えている。

次に、(2) プラスチックごみ削減及び徹底した分別の実践である。先ほどのプラスチック削減方針とつながるところもあるが、ここでは庁内や施設から排出されるプラスチックごみの削減と分別を徹底していくといったものである。特に可燃ごみと不燃ごみの中からプラスチックごみの購入量を減らしていきたいと考えている。まずはこの2つを実践して、庁内アンケート、あと各課の抜き打ち巡視、これは環境部の我々課長も実践して各課に回っていきたいと考えている。こういったことをしながら進捗管理をしていきたいと考えている。

次に、2つ目、職員個人として行うもの。ここでは取り組むべきものはいろいろあるが、その中でまずはわかりやすいものを選んで、マイボトルとマイアンブレラカバーの実践を行っていきたいと考えている。特にマイアンブレラカバーは、今回の補正でも傘立てを公共施設に設置していく取り組みとも連動させて進めていきたいと考えている。日常生活で誰もが関わるところから問題提起をして、そこから発展的に連想して自分だったらこれでもできる、あれもできるというものを見つけてふやしていく。

例えば今回の議会の中でもお二人の議員からご質問をいただいたエシカル消費の取り組みなどに発想が発展していった、そういう考え方が市民生活の中でもどんどん共感をいただいてふえていった全体のライフスタイルも変わっていくことも期待して、まずは我々自らを律していくということで職員の取り組みからどんどん変えていきたいと思う。この取り組みを通して職員の行動が市民の共感を呼び起こし、市内全体でライフスタイルの転換を進めていきたいと考えている。

なお、この企画はこれで終わるのではなく、第2弾第3弾と進めていきたいと考えている。多摩市議会の皆様にもご参考にしていただいて、ご協力のほどよろしく願います。

では、続いて15番水質汚濁に係る環境基準の改正についてである。

こちらは令和3年10月7日、環境省より水質汚濁に係る環境基準の見直しについて告示があったので、本日この委員会においてもこのことを報告するものである。結論から申し上げますと、今回の見直しによって環境基本

法に定められている水質汚濁に係る環境基準の項目の中の衛生微生物指標とされている大腸菌群数が削除されて新たに大腸菌数という名前になり、大腸菌数という形で項目が加わり、令和4年4月1日から施行されるというものである。市内では、これまで大腸菌群数の環境基準超過が長年問題となってきた状況もあるので、国が見直しに至った経緯を受けて、乞田川、大栗川の今後の見通し、あと推測の範囲になるが、これまで乞田川、大栗川の大腸菌群数が基準超過していた原因と考えられることについても少しここで触れておきたいと思う。

まずこれまで環境基準の項目となっていた大腸菌群数は昭和45年5月に追加された。今日までふん便汚染の指標として用いられてきた。指標の考え方として水域にふん便汚染がある場合、同時に例えば赤痢菌、コレラ菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性もあり、数値が高いほど、こういった公衆衛生上のリスクが高まると考えられていたためである。

しかし、実際は大腸菌群数を測定しても、ふん便汚染に由来しない細菌、そして土壌など自然界にも分布する自然由来の細菌が含まれてしまうこと、大腸菌群が多く検出されていても大腸菌が検出されない場合があるなど、ふん便汚染を的確に捉えていない実態が徐々にわかり、その指標性は低いのではないかということが以前から指摘されてきた。

こうした中、水道水の水質基準では、分析技術の進歩により先行して平成15年に法律を改正して大腸菌群数を大腸菌数に変更している。このような状況を受け、環境省においても平成25年8月の水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しについての諮問、こちらを受け、大腸菌群数を大腸菌数に見直す検討を開始し、様々な議論を経て、ようやく今回の改正に至ったという経過である。

特にこの間5年以上の歳月を要した理由としては、報告書や議事録を見る限り、微生物検査であるため水温等の変化を受け季節変動が多い中で、適切に評価するための測定頻度や評価のための計算方法の検討から実際基準値を幾つに設定したらいいのだろうという議論が重ねられたことから検討の期間が長くなったようである。

では、これを乞田川と大栗川に当てはめた場合、今後の水質はどのように

評価されるかについてであるが、資料の下、もしかして次のページに行ってしまうかもしれないが、参考のところをご覧願う。こちらは、今年6月に行った河川の水質調査結果である。環境基準の見直しが行われていることは以前より環境政策課も把握しており、市でもこの大腸菌数の調査について、水道水の分析方法を参考にしながら、少し前から試験的に行ってきた。

今回の改正による分析方法であるが、微生物であるから検査するのに培地が必要であるが、この培地の部分が若干異なるが結果として出てくる数字はそれほど大きくずれることはないかと考えており、この6月の結果を今回の新しい基準、ちなみに大栗川はA類型、乞田川もそれに準じてA類型として見ているが、表を見ていただくと基準は300個、これと比較してどの地点も基準値以下となっていた。6月の結果を見る限りは、今後大腸菌数に改正された後はほぼ基準に入ってくるのではないかと考えている。

しかし、水質は季節や降雨等により日々変化し、また汚れた水が流れてくれば一気に数値が上がっていくわけで、引き続き汚れた水を流さないよう啓発を継続していかないと維持はできないと考えている。

また、これまで問題となっていた大腸菌群数の基準超過については、これまでいろいろ東京都環境科学研究所とも一緒に、東京都にもご協力いただきながら原因調査を行ってきたが、なかなか複雑で原因が突き止められていない状況が続いていた。今回の試験的に行った調査、そして環境基準の一部改正のために国が検討してきた報告書の中身を読む中では、土壌など自然由来の細菌による影響を受けていたのが最も大きな原因だったのかと考えている。

最後に、多摩市は気候非常事態宣言をして、社会や経済、私たち人類が生きるための基盤となる生物多様性にも今取り組んでいる。先日の議会の中でも、SDGsのウェディングケーキモデルのような形で、この生物多様性の保全は全体の土台となるものである。水質調査は、さらにその生物多様性の保全を支えるものと考えられることができるため、大腸菌数等こういった水質調査についても、しっかり気候非常事態宣言の取り組みと結びつけながら今後も取り組んでいきたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

本間委員 2点ある。まずまち美化キャンペーンであるが、聖蹟桜ヶ丘のところでたばこの吸い殻が5,000本あったということで、何でそれほど急にふえたのかというご説明で人がふえて場所も広がったということではあるが、ふえ方が多過ぎるのでどうなのだろうと思って私も地域の事業者の方にお聞きしたりしたが、受動喫煙防止条例ができて、屋内でたばこが吸えない方がわざわざビルから出てきて狭い路地に入り込んでたばこを吸っているのが結構目立つというようなお話も伺った。そういった方が自分でその灰を持って帰ってくればまだよいが、そういう方というのは必ずその辺でポイ捨てするという現場もかなり見ているということで、やはりその辺のマナーをどのように思っていたらいいのか今後の課題かと思った。

また、どの地域でそういう吸い殻があるのか次の機会に地域別に調査していただくことも必要かと思うので、その辺をお願いできればと思う。屋外での喫煙を規制できない地域もあると思うので、その辺のマナーをどのように啓発していくかというの必要なのではないかと思うので、よろしく願います。

あと、プラスチックの削減についてであるが、先日勉強したところで、クリアファイルを紙に変えていくという流れもあると聞いたりしたが、クリアファイルは非常に便利で事務の効率化にも非常に影響してくると思うが、それをプレゼントしたりする問題点、あとはなるべくそういうものを使わないで済むようであれば減らしていくことも大切なのではないかと思うが、その辺のご意見があれば。

佐藤環境政策課長 まず、1つ目のまち美化キャンペーンについてであるが、言われるとおりで、受動喫煙防止条例もできた中で、中でも吸えない外でも吸えないといった状況が起きているのも事実だと思う。解決策として今パッとここでお伝えできるようなアイデアはないが、いろいろ関係する方と相談・話し合いをして、どういった対策がとれるのか考えていきたいと思う。このことはまち美化推進協議会の中でも共有して、どういう取り組みができるのか考えていきたいと思う。あと、どこに多く捨てられているかであるが、今みんな参加してごみのポイ捨ての写真を撮り、それをみんなで共有するとい

うスマートフォンのアプリがあり、世界的にそれが広がっているところである。多摩市も最近はそのようなことにもアンテナを張り、その事業者と接触したこともあるが、これは無料でできるレベルのところでもあるから、ぜひそういったスマートフォンのアプリを使ってできるだけ情報を簡単にスピーディーに集め、それを次の対策に生かしていくことにも取り組んでいきたいと思うので、よろしく願います。

全職員で取り組むプラスチック対策のところであるが、クリアファイルは確かに今事務室にも過去のものがたくさん残っているから、ある以上はそれを捨ててしまうわけにもいかないのを使ってしまっているが、環境部としてそこはやはりもう少し積極的に、紙のファイルがもう既に市販の中でも少しずつ出てきているから、そういったものを積極的に使いたい。この取り組みは第2弾第3弾と考えているから、その中では、これも少し意識すればできる取り組みであるから、こういったことも次から次へと打ち出していきたいと考えているので、よろしく願います。

本間委員 クリアファイルに対しては、今あるものは大事に使って行って、新たに買わないといったことで対応できるとよいと思う。

岩崎委員 こういう言い方は変なのかもわからないが、今たばこのポイ捨ての本数が9,250本となっているが、これはコロナ禍でビニール手袋等をされていたと思うが、数えるのが非常に大変な作業だったのではないかと思う。隣に可燃ごみがグラムで書いてあるので、こういうところで本数を数えるとこれほど非常に多いのだと逆に思うことはできるが、1本当たり何グラムぐらいとわかれば、はかることは職員や市民の方も非常に大変だったのではないかと思うが、そういうところは、このコロナ禍でどのような感じで数えたりされたのかを伺う。

佐藤環境政策課長 まず組成分析に関しては、職員が行っている。参考に、たばこの数え方であるが、1グラム2.5本ということである。これまで20年近くやっているから、その中で検証した結果で、そういう換算で重さで本数がある程度推測するという方法でやっている。可燃も不燃もたばこもちろんであるが、手袋とマスクをして、感染予防、感染以外でも衛生的にその辺りはしっかり対策をとって行っているので、引き続きそこは注意をしていきたいし、

まち美化キャンペーンの中でもそこは意識して、市民の皆様がこういう取り組みをしたがために健康を害してしまったということがないように行っている。使う手袋についても、今回はビニール手袋ではなく布の手袋に替えてやっている。そこも衛生的にどうなのかはわからないところではあるが、場合によれば、あまり使い捨てにならずに必要最小限ということでビニール手袋をし、その上から布の手袋をして、汚れたり破れたりしたら布のほうを取り替えて、ビニール手袋のほうは無駄なごみにならないようなことにも意識して取り組んでいる。

岩崎委員        まず1本ずつというのはそういう計算があったのだなということで安心したところであるし、非常に大変な思いをされていたのだと思う。お世話になってありがとう。

松田委員長        ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長        質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて16番、多摩清掃工場の発電余剰電力を活用した電力地産地消事業について、17番、多摩市みどりの基金条例の一部を改正する条例の制定について、一括して市側の説明を求める。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長    それでは、私から16番、17番についてご説明をさせていただきます。

初めに、16番、多摩清掃工場の発電余剰電力を活用した電力の地産地消事業についてのご説明である。資料をご覧くださいと思う。多摩市本庁舎を含む45施設の公共施設の高压受電施設における多摩清掃工場の発電余剰電力を活用したCO<sub>2</sub>排出実質ゼロの電力の地産地消事業について報告をする。

経緯である。多摩市気候非常事態宣言を議会の皆様とともに表明し、目標の一つである2050年のCO<sub>2</sub>実質排出ゼロの施策に向けて、公共施設のCO<sub>2</sub>の排出ゼロに取り組んでいるが、低圧の統合契約に関しては、電力事業者からCO<sub>2</sub>排出ゼロの電力を購入する手法で、令和3年1月、今年の1月から実質ゼロを達成した。しかし、同様の手法を高压電力、多く電気を使っている施設で行った場合、1年間で4,000万円～5,000万円は

ど電気代が高くなることが見込まれたので、CO<sub>2</sub>排出をゼロにしつつ電気料金の上昇を抑える手法として多摩清掃工場の発電余剰電力を活用することを進めている。

2番目、公共施設の電力量とCO<sub>2</sub>の排出量である。先ほどお話ししたとおり、低圧の統合契約に今年の1月から切り替えたが、53施設、76万キロワットの電力、CO<sub>2</sub>にすると297トン出ていたところであるが、今年の1月からCO<sub>2</sub>の排出がゼロになったという状況である。2つ下のところの高圧の統合契約、48施設、575万キロワット、CO<sub>2</sub>に換算すると2,630トン、こちらを令和4年4月からCO<sub>2</sub>のゼロの電力に切り替えていきたいところである。併せて、今回統合契約に入っていなかった資源化センター、南野、永山の両調理場、旧豊ヶ丘中学校に関しても、こちらのグループの中に入れてCO<sub>2</sub>ゼロに取り組んでいきたいと考えているところである。

清掃工場の発電余剰電力の活用についてである。エネルギーの地産地消及び清掃工場の売電価格の上昇、多摩市の買電価格の抑制のため、公募型のプロポーザルで実施していきたいと考えている。

まずスキーム図で説明をしたいと思うので、別紙のスキーム図をご覧ください。現行の契約としては、多摩清掃工場は電力をつくっているが、こちらは入札で電力事業者に売っているところである。市役所も電力を使うので、電力事業者に入札をかけて電力を買っている、それぞれを別の形でやっている状況である。

ただ、多摩清掃工場に関しては、FIT期間、電気を高く買ってくれる期間が終了してしまったため、電力を買っていただく価格が毎年毎年下がっているという問題を持っていた。多摩市も先ほどお話ししたとおりCO<sub>2</sub>排出ゼロの電気をどうにか買っていきたいというところがあったが、購入価格が非常に高いという問題があったところである。

次のページに進んでいただければと思う。今回のスキームに関しては、それぞれ別の電気事業者に電気を売ったり買ったりすることから、一括にすることで電気の購入価格の抑制と電気の販売価格の上昇を図っていきたいと考えているところである。電気の事業者に関しては、売電・買電を

同時に行うことで電力を購入する際一定量の売却が見込め、営業等の経費が抑えられる。発電事業者からの購入費用を過剰に落とす必要がなくなる。

そのため、清掃工場に関しては売電価格の上昇、多摩市については買電価格の抑制が見込まれるところである。こちらの上の図である。普通電力事業者は、電気をどこかから買って、その電気をどこかに売るという形になっており、買うときには高い値段で買ってしまえば売れなかったときには非常にマイナスになってしまうので、できるだけ安く電気を買いたいという形になる。また、電気を売るときには、放っておいて買ってくれるわけではないので営業活動をして電気を買ってもらうところである。

今回、共同選定というスキームにしたことによって、清掃工場からの電気に関してこの分は多摩市が買うという形になったことで、清掃工場の売値を高くしていただける、多摩市も費用を抑えていただけることがわかったので、今回のスキームで電力の地産地消の形でCO<sub>2</sub>ゼロの電力に切り替えていきたいところである。

また、本編に戻らせていただく。今回共同選定のプロポーザルを行うという形になる。多摩清掃工場単独でやるとこのスキームができないので、このスキームをやるために、令和3年の11月1日に清掃工場と共同で選定するという形の協定を締結した。11月19日にプロポーザルの公示を行い、現在業者が入札の準備をしている状況である。1月中旬にこちらの審査が行われ、1月の下旬に電気の契約をしていく形である。令和4年4月1日、令和4年度から多摩市の電気に関してはCO<sub>2</sub>ゼロの地産地消の電気に切り替えていきたいところである。16番の説明は以上である。

続いて17番、多摩しみどりの基金条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明をする。現状多摩市のみどりの基金に関しては、森林整備や木材の利用の促進、将来にわたる豊かな自然を保全することを目的とした緑化施策に特化した基金として活用していた。ただ、気候危機が迫る中で、将来にわたり豊かな自然を保全するためには地球温暖化対策を総合的に進めることが不可欠となることから、みどりの基金を包含し、喫緊の課題である地球温暖化対策に総合的に対応する基金として、多摩しみどりと地球温暖化対策基金へ条例改正をしていきたいと考えているものである。

条例改正の概要である。世界では、二酸化炭素等の温室効果ガスの増加により、気温や海水温が上昇し、それに伴い気候も変動し、台風や熱波等の甚大な被害が発生している。気候変動ではなく気候危機が迫っていると言われていているところである。直面する気候危機を脱するためにはこの10年の取り組みが極めて重要と言われており、先日行われていたCOP26でも2020年代を勝負の10年と呼んでいるという形である。

多摩市では気候非常事態宣言を表明し、地球温暖化を防止するため二酸化炭素排出実質ゼロ、使い捨てプラスチックの削減、水・みどり、生物多様性の保全を目標に掲げ施策を進めているところである。これまでのみどりの基金では、森林整備等により将来にわたり豊かな自然を保全することを目的としてきたが、地球温暖化による気候危機に対応しなくては、持続可能な社会形成は難しく、将来にわたり豊かな自然を保全していくこともできなくなる。そのため、みどりの基金を包含し、喫緊の課題である地球温暖化対策を総合的に対応する基金として多摩しみどりと地球温暖化等対策基金へ条例改正を進めていきたいと考えているところである。

条例改正の内容である。まず条例の名称である。今みどりの基金という形になっているところ、みどりと地球温暖化等対策基金という形に変更させていただきたいと思う。条文に関しても、設置の目的、今のみどりの基金では緑化政策に特化した形の記載という形になっているが、こちらを裏面のところ、気候危機を防止し、豊かな自然を保全することにより持続可能な社会を実現するため、多摩市気候非常事態宣言に掲げた地球温暖化対策等の事業の促進に要する経費、及び、緑化整備と促進、木材利用促進とみどりの保全育成等に要する経費に充てるため、多摩しみどりと地球温暖化等対策基金を設置するという形に変更していきたいと思っている。

基金の細かな内容である。先ほど言ったとおり、みどりの基金を包含するという形になったので、現状3つの区分を考えており、緑化施策分と森林環境譲与税分、新たに地球温暖化対策分という3つの区分で考えている。緑化施策分と森林環境譲与税の部分に関しては、今までどおりで変更はない。地球温暖化対策部分に関しては、気候非常事態宣言に掲げた緑化施策に継続的に取り組むべきというところで、この10年の取り組みが極めて重要で

あることから、温暖化対策部分に関しては極めて重要となる2020年代の10年間に下記の事業の財源として充てるという形でつくっている。

1つ目、市民が温暖化対策に取り組むための支援及び啓発のための費用、  
2つ目、市内の建築物及び公共施設への再生エネルギー設備導入の推進のための費用を、温暖化対策基金として10年間の予算という形でやっていきたいと思っている。

今後のスケジュールである。今回事前説明をさせていただいて、3月議会にて正式に条例改正の議案を提出させていただきたいと思っている。こちらで認めていただければ、令和4年度からまず市内の再生エネルギーポテンシャル調査等を行うので、再生エネルギーをどのくらい市内で導入ができるのかを考えながら、市民の温暖化対策に取り組む支援、公共施設への再生エネルギー導入というところに進んでいきたいと考えておるところである。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員

多摩清掃工場の余剰電力の活用ということで、今、課長のご説明では、CO<sub>2</sub>がゼロ、要するに清掃工場から売電してもらおうということだと思うが、そのからくりと言うと変であるが、結局私たちがごみを減らそうと一応考えている中では、清掃工場で燃やすことでできてくる電力ということで考えると、今後、一番よい形は清掃工場で燃やすものがだんだんと少なくなってほしいということもあるが、今の段階ではこういうところの余剰電力が使えるというのが有効なのではないかという理解でよいのかをお聞きしたいと思う。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 ご質問いただいたが、誠にそのとおりである。廃棄物に関しても減量していかななくてはいけないというのが環境部の至上命題という形になっている。その上で、現状清掃工場では衛生処理をしっかりとやっただけではいけない。その中で出るエネルギーを有効活用して地域の中で循環させていくというところで今回考えた手法である。

今後、清掃工場の建て替え等があったときにどのような形になるか、これが2050年まで続くものではないと私どもも考えているが、とりあえず今の清掃工場の状況、多摩市の状況を見て、この形で一度スタートさせてい

ただければと考えているところである。

岩崎委員 現状ではそれがベストであるとも思いましたが、啓発は啓発でやっていかなければいけないということは、私たちも考えなければいけないということ でわかった。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて、18番、多摩中央公園改修整備・運営事業の事業者決定と今後のスケジュールについて、19番、連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会の設置について、一括して市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長 まず協議会18の1つ目の資料をお開きいただければと思う。今議会開会前の全議員説明会の際にお時間いただいて多摩中央公園改修整備・運営事業選定事業者の提案内容をご説明させていただいたが、改めてこれまでの経過と今後のスケジュールについてご報告をさせていただく。

初めに、1、これまでの経過のところである。平成30年10月にPPP構想検討・事業手法導入可能性調査を実施した。11月にプレイスメイキング社会実験を行い、市民ワークショップを行いながら、平成31年3月に多摩中央公園改修基本方針を策定・公表した。その後、令和2年3月にPPP手法導入可能性調査を行い、基本設計を完了した。12月にパークPFI制度に係る規制緩和のため公園条例を改正させていただき、令和3年1月に公募を開始した。8月に提案書の受け付けを締切り、10月に事業者を決定し、公表したところである。

続いて2の選定事業者である。TAMAセントラルパーク共同事業体で、代表法人を物林株式会社が務める。構成法人については、表に記載のとおりとなっている。

次のページに進んでいただいて、選定事業者の提案額である。表は、左の列から金額の項目、事業者が提案した費用、その次に市が公募条件で示した費用となっており、一行目が総額での比較となっている。事業者からの提案費用が市の提示費用よりもおおよそ3億円低い額という結果になっている。

続いて3、今後のスケジュールである。今議会ではパルテノン多摩4階・

5階の飲食スペースの条例改正と債務負担行為の設定を上程させていただいた。また、本委員会のほか、教育委員会所管の旧富澤家も含むため、子ども教育常任委員会への本件と同様の内容の報告を予定している。その後基本協定を締結し、年明け1月に市民説明会を開催する予定である。その後、2月上旬に公募設置等計画の認定と実施協定の締結を行う。2月中旬にプレイスメイキング社会実験を行い、3月議会には指定管理者の指定と債務負担行為の再設定等を上程させていただく予定である。また、3月下旬にCMAの連携協議会も設立予定である。令和4年の9月議会では、特定公園施設建設・譲渡契約の議決を上程させていただき、契約締結後工事に入っていく。改修後の全面供用、指定管理業務の開始は令和7年1月上旬を予定している。

なお、参考として、もう一つ資料1として、次のファイルに事業者選定委員会の審査結果報告書をつけている。こちらは分量もあるので、ご割愛させていただいて、後ほどお時間があるときにご確認いただけたらと思う。

続いて、協議会19の案件に移らせていただく。協議会19の資料をお開きいただければと思う。連光寺・若葉台里山保全地域における用地の農的な活用を専門家の意見を取り入れながら検討・実施していくために、連光寺・若葉台里山保全地域農的な活用検討会を設置したので、ご報告をさせていただく。

初めに、1、連光寺・若葉台里山保全地域農的な活用事業の目的である。連光寺・若葉台里山保全地域の拡張区域の農的な活用事業は、保全地域の保全計画書に基づく活用であり、多様な主体が積極的に営農に参加し、協力できるような協働関係を形成し、生物多様性の保全に配慮しながら、里山環境の一部を構成する農地の保全を図ることを目的としたものである。農地として維持することで、昔ながらの多摩丘陵の里山という貴重な資源を未来に引き継いでいきたいと考えている。

次に、2、連光寺・若葉台里山保全地域農的な活用検討委員会設置の目的である。農地を保全・活用していくために、営農者をはじめ多様な主体が共同して関わる管理運営体制を構築していきたいと考えており、そのため農に関する専門家で構成される検討会を設置し、持続可能な農事業スキームを

構築するため、収益を得ることを含む経営スキームと生物多様性に配慮した農事業の実施や、持続可能な管理・運営について検討を行っていく。

3の検討会の主な獲得目標であるが、持続可能な経営スキームの獲得を目指していく。

4の検討課題としては、5点を考えている。1つ目が連光寺・若葉台里山保全地域の拡張区域における農的事業の実施可能性、2つ目が連光寺・若葉台里山保全地域で実施すべき事業、3つ目が収益の確保の仕方、4つ目が運営や管理の方法、5つ目として、そのほか検討委員会から議論が必要と提案があった課題となっている。

次のページに進んでいただいて、5、検討会の構成メンバーである。表に記載のとおり5名となっており、会長に都市農業経営を専門とする東京大学大学院の八木准教授、副会長に農事業経営等の実務者として一般社団法人畑会の山田代表理事、また東京南農業協同組合多摩支店から小形指導経済課長、多摩市農業委員会から萩原会長職務代理により構成されている。またオブザーバーとして里山保全地域を統括する所管である東京都環境局自然環境部緑環境課も参画いただいている。

最後に、6、検討会の期間・回数であるが、令和4年3月末までに計4回の開催を予定している。なお、第1回目については、先月24日に開催したところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 多摩中央公園のところで確認をしておきたいと思っているが、今後のスケジュールで1月9日あるいは15日に市民に説明会を行うということであるが、これはどのような形式で、どなたが出席をして開催するものなのか確認をしておきたいと思う。

長谷川公園緑地課長 ちょうどこれからたま広報で日程等のご案内をさせていただく予定であるが、今のところ予定している説明会の形式であるが、まず今回パークPFIという新しい手法で公園改修をしていくということで、まずはその制度の十分なお説明と、その制度を使って今回多摩中央公園を改修していくに当たっての十分なメリットを最初に説明させていただいて、そのパークPFIの制度によると、事業者の提案内容に応じて改修を行っていくも

のであるから、そこら辺の説明を踏まえて、事業者からの公園の改修内容の提案をご説明させていただく予定である。

その後、十分な質疑応答の時間も取るが、それを2回開催させていただいて、ここで出た市民の意見なども、検討可能なものは反映の検討をして、最終的にそれらを踏まえ、2月上旬の公募等設置計画、これは事業者の提案内容の計画を認定するという行為であるが、ここにつなげていきたいと考えている。

岩永委員

レンガ坂の先ほどのところでも内容がほぼ確定したようなところで、また、市民の方々から知らなかった、このようになってしまうのかということでご意見をいただきながらということにならないように、たま広報の中で十分お知らせをいただくということであるが、広報だけでよいのかというところもあるので、やはりできる限り、多摩中央公園は全市民の公園でありながら、その周辺地域の方々には工事内容も、工事のあり方も結構長期的になるし今も工事をしているからわかっていると思うが、きちんと告示をしていただきたいと思う。それから、今2回一応説明を行うということであるが、これもまた2回で十分なのか。2回説明して、そもそもこのパークPFIというものの自体を理解するのもちょっと時間がかかるのではないかとというようなことも思うから、2回で終わらせるという心でいると、もしかするとそうではなくなる可能性もあるのではないかと思う。

ただ、きちんとスケジュール管理をしながらやっていかなければいけないということが一つと、それからやはりコストの問題もあるし、その辺りのこともきちんと説明ができることが必要ではないかと思っている。そういう意味では、決まった事業者の方からご説明をいただくことも重要であるが、この事業者を選んだというところでは、選定委員会のメンバーとして、もちろん市側の方も入っているが、それ以外はやはり専門家の方もお入りいただいているので、そういった方にも参加をしていただいきちんと説明していただいたほうが、よりその市民の皆様に対しても説得力のあるその場づくりができるのではないかと思うが、その辺りの心積もりや、出席をしていただくということになるとやはり日程調整なんかも必要になってくるし、そんなところあたりはどのようにイメージされているのかというの

がもしあればお答えいただきたいと思う。

長谷川公園緑地課長 今回本事業の選定委員会に様々な有識者の方に委員としてご参画いただいているが、今回選定委員長を務めていただいた方は、まさにこのパーク P F I の制度創設に携わった方で、おそらく日本で一番制度に詳しい方ではないかと思う。他の自治体でも同じような役職を務めているし、そうした多くのパーク P F I の実績も十分に把握されておられる方である。説明会では委員長から制度の説明をすることも検討の中の視野に入れており、ぜひ委員長からパーク P F I の十分なメリットの説明、先ほど金額的なところもあったが、先ほどレンガ坂のところでも少し発言があったかと思うが、これだけ緑が多い自治体多摩市、限りある財源で対応していくにはどうしても一定の限度がある中で、このパーク P F I の手法、そこに民間の知恵なり資金なりノウハウを活用していくというのも一つ大きな特徴であるので、そうしたところは十分に説明をさせていただきながら理解をもらっていければと思っている。

また、説明会の回数であるが、今回の説明会は、2月上旬の公募設置等計画を認定するに当たっての意見交換会という位置づけでやる予定である。その後工事の実施設計にまずは入っていくわけであるが、実施設計をやっていく過程でもきちんと説明していくところは想定しているので、そのような工程できちんと市民の皆様の理解を得ながらやっていければと思っている。

岩永委員 多摩センターの問題については、パルテノン多摩の大規模改修からずっと積み重なりつつ、長年かけてやってきているわけで、実際に工事に入ろうといったところの出ばながくじかれるというのは変な話であるが、そのところでせっかく今までやってきた積み上げをやはり今度市民の人たちにきちんとお披露目をしてやっていくというスタートラインからその先が非常に重要だと思うので、自分たちのやってきたことをただ市民の人に押しつけるということではないのだが、こういうことはきちんとやってきたということは丁寧に説明もしてもらいたいし、その過程では学識者の方なんかの力も得てきているので、さらにその後も得られるような形で組み立てていってほしいと思う。

松田委員長 ほかには質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

20番、多摩市プラスチック削減方針素案について、市側の説明を求め  
る。

薄井ごみ対策課長 協議会20、多摩市プラスチック削減方針素案についてご報告する。

資料は3点ある。1つ目の資料をご覧願う。多摩市プラスチック削減方針素案について。第1、報告の趣旨。多摩市プラスチック削減方針の素案を作成したのでご報告する。なお、事業所としての多摩市役所のプラスチック削減方針については、昨年5月に既に策定済みである。本日は、市民や市内事業者向けにお示しする削減方針の素案についてご報告するものである。

第2、現在の状況。令和2年6月に発した多摩市気候非常事態宣言を踏まえ、多摩市では今年度プラスチック削減方針を策定する予定である。このたびその素案を作成した。現在、多摩市廃棄物減量等推進審議会、市民団体及び多摩市商工会議所に意見を求めている。

第3、素案の概要については、別の資料に基づいて後ほどご説明する。

2ページ目をご覧願う。第4、今後の予定。寄せられた意見を反映し、年度内に公表する予定である。

次に、2つ目の資料をご覧願う。多摩市プラスチック削減方針の策定について。こちらが現在市民団体等にお示しして意見を求めている素案である。

それでは、概要をご説明する。まず、1ページ目は、方針の前文となっている。多摩市プラスチック削減方針を策定する背景や経緯について述べている。平成27年12月のCOP21でパリ協定が採択され、平成28年11月に発効した。世界全体の平均気温の上昇を工業化以前と比べてプラス1.5℃までに制限するための努力を継続すること。このために今世紀後半に世界全体でのカーボンニュートラルを達成することを目指すことを定めた。

国は、平成30年6月に閣議決定した第4次循環型社会形成推進基本計画に基づき、令和元年5月に3R+Renewableを基本原則とするプラスチック資源循環戦略を策定した。同戦略は、再生不可能な資源への依

存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨としている。

東京都もまた、令和元年12月に策定公表したプラスチック削減プログラムの基本的考え方として、省資源とCO<sub>2</sub>排出原単位の削減並びにカーボンの輪が閉じた物質循環の実現を掲げている。今年6月にはプラスチック資源循環促進法が制定された。この法律の目的は、メーカーによる設計製造段階から廃棄に至るまでのプラスチック製品のライフサイクル全般について包括的にプラスチック資源の循環を目指すことであり、個別の措置事項として、製造販売事業者等による自主回収の促進や排出事業者の排出抑制再資源化の促進等が明記されている。

今後、産業界からも、プラスチックの資源循環に関わる取り組みや新たなサービスの提供が予想される。このような状況を踏まえて、多摩市のプラスチック削減方針を定める。

2 ページ目をご覧ください。多摩市プラスチック削減方針素案。1、基本原則。3R+リニューアブルの推進を基本原則とする。これは国のプラスチック資源循環戦略の基本原則とほぼ同一である。単なる廃棄物減量ではなく、プラスチック製品等の設計段階からリサイクルしやすい設計とするなどしてリサイクル率を高め、もって、新規の資源投入を最小とするカーボンクローズドサイクルの達成を究極の目的としていることを強調するものである。

2、基本方針。プラスチック削減方針の本体である。5つの方針を掲げている。(1) 使い捨てプラスチックを減らす、(2) プラスチック製品を減らすとともにリサイクルする、(3) ペットボトルを減らすとともに、高度なリサイクルを進める、(4) その他の容器包装プラスチックを減らすとともにリサイクルする、(5) プラスチックによる海洋汚染を防止する。

3、取り組み方針。上の5つの基本方針それぞれについて、ア、現状課題、イ、特徴と多摩市の対処方針、ウ、市民の取り組み、エ、事業者の取り組みの順に説明している。この取り組み方針の内容については、文書を追ってご説明するよりも、図で説明したほうがわかりやすいと思うので、資料の最後のページをご覧ください。

別紙、「プラスチックの分類と多摩市の対処方針」と表題をつけた図である。まず、縦の分類である。プラスチックを容器包装プラスチックとプラスチック製品に分けている。図の中で少し濃く色づけした部分である。次に、縦の区分である。点線で囲んで縦に3分類している。これはプラスチックを特徴別に分類したものである。それぞれに適した対処方針を定め、それに基づいて市民や事業者に行動を求めたいと考えている。

まず、一番上のグループには、容器包装プラスチックのうちのレジ袋、プラスチック製品のうちの食品小売店、飲食店ケータリング等が提供するフォーク、スプーン、マドラー、ストロー等のいわゆるプラスチック製カトラリー、ホテル・旅館等が提供するヘアブラシ、クシ、カミソリ等のいわゆるプラスチック製アメニティー、クリーニング店等が提供する衣類用ハンガー、衣類用カバー等が含まれる。このグループの特徴は、使い捨てが可能だが、回避も可能だということである。回避可能とは、例えばレジ袋であればマイバッグを持参すれば受け取らずに済むし、旅行の際に家からクシや歯ブラシを持参すればプラスチック製アメニティーを受け取らずに済むといった意味である。

これらに対する多摩市の対処方針は減らすである。回避可能であるという特徴を踏まえて、リサイクルよりも、リフューズを優先する。事業者に求められる行動例としては、使用の合理化が挙げられる。使用の合理化とは、今年6月に公布されたプラスチック資源循環促進法の第28条に基づくものである。国は、先ほどご紹介したプラスチック製カトラリー、アメニティー等を特定プラスチック使用製品として指定し、提供事業者が取り組むべき事項の判断基準を策定する。その使用の合理化の中身については、有償提供のほか、断った方へのポイント還元、スプーン要るか、フォーク要るかといった意思確認、繰り返し使用を促すこと、薄肉化、適切な寸法のを提供すること等が例示され、提供事業者が選択することとされている。令和元年7月から容器包装プラスチックのうち、レジ袋の使用の合理化が始まったことはご記憶に新しいかと思う。

それと似た仕組みで、新たに令和4年4月からは、プラスチック製品のうちカトラリー、アメニティー等、特定の製品の使用の合理化が始まるという

ことである。市民に求められる行動例としては、テイクアウトやケータリング利用の際にプラスチック製カトラリーを断る、旅行に歯ブラシ、カミソリ、クシ等を持参する、クリーニングや買物にマイバッグを持参するといった行動が挙げられる。

次に、上から2番目のグループには、容器包装プラスチックのうちのペットボトルが該当する。このグループの特徴は、高度リサイクル可能だが回避も可能だということである。回避可能とは、マイボトルを持ち歩けばペットボトルを買わずに済む場合があるという意味である。高度リサイクル可能とは、いわゆる水平リサイクルすなわち廃棄物を原料として同一種類の容器や製品を製造するリサイクルのことである。

ペットボトルについては、使用済みペットボトルを原料として再びペットボトルを製造する事業者がふえている。ペットボトルのこのような特徴を踏まえて、多摩市の対処方針は減らしつつ高度リサイクルするというものである。多摩市は平成11年度以来ペットボトルを指定法人ルートによりリサイクルしてきた。このことは、ペットボトルの安定的なリサイクルに寄与してきたが、リサイクル事業者を多摩市が指定できないという課題があった。最近、家庭等から収集した使用済みペットボトルを自治体から一括して買い取り、ボトルtoボトルなど、高度なリサイクルをするメーカーがあらわれてきている。

また、販売事業者が自ら店頭で市民からペットボトルを回収しリサイクルするという動きも見られる。多摩市としては、ボトルtoボトルの動向を注視し、指定法人ルートと比較検討し、必要と認める場合は、多摩市におけるペットボトルのリサイクル方法を検討したいと考えている。また、販売事業者によるペットボトルリサイクルの動きを促進したいと考えている。また、ペットボトルの使用を減らすため、マイボトルの使用も推奨していく。

一番下の点線で囲ったグループは、その他の容器包装プラスチックと、その他のプラスチック製品である。これらの特徴は、品質素材等が一定でないためペットボトルのような高度なリサイクルは困難である。また、回避や代替も困難である。これらに対する多摩市の対処方針は、減らしつつリサイクルするというものである。多摩市は平成20年以来、その他容器包装プラス

チックを指定法人ルートによりリサイクルしてきた。今後もこれを継続する。

また、多摩市では、プラスチック製品についても有料指定袋で容器包装プラスチックと一括収集してきたが、エコプラザ多摩で選別し、特定品目を有価物として売却している。本年6月に公布されたプラスチック資源循環促進法により、令和5年度以降、その他プラスチック製品についても容器包装プラスチックと一括収集し、指定法人ルートによりリサイクルすることが可能になる。しかし、求められる品質基準や再商品化委託料等が不明であるため、慎重に検討し、必要と認める場合に限りプラスチック製品の分別基準、処理方法等を変更して、指定法人ルートによるプラスチック製品のリサイクルを開始したいと考えている。

以上、プラスチックの分類と多摩市の対処方針を図に沿ってご説明した。図の中の一番上のグループが基本方針の(1)に該当する。中段のペットボトルは基本方針の(3)に該当する。下段のグループのうち、その他容器包装が基本方針の(4)に、その他の製品が基本方針の(2)に該当する。以上、多摩市プラスチック削減方針素案の内容説明である。

最後に、3つ目の資料、右上に「別紙1」と印刷された資料を簡単にご紹介する。タイトルは「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示についてである。こちらは国の附属機関である中央環境審議会の小委員会に国が提出した資料であり、プラスチック資源循環促進法の制度を説明する資料になっている。

2ページ目の目次が、主なポイントを示している。先ほど多摩市プラスチック削減方針素案について説明する中で触れた特定プラスチック使用製品の使用の合理化については16ページに、市区町村による分別収集・再商品化については19ページに説明がある。本日はこの資料に関する説明は割愛させていただくが、ご参考になさるようお願いする。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員

基本的にはプラスチック削減方針ということだと思うが、目指していく先には脱プラスチックというわけではないが、そういう行動を進めていくことが必要なのではないかと思うし、先ほど環境政策課のお話の中では、エ

シカル消費ということも含めてやっていくということがあったので、もう少しその辺りについて、どこに書き込むのかは別にしても、きちんと意識しておいたほうがいいのではないかと考えているが、その辺りについての議論がどのようになっていたのかだけ確認したいと思う。

薄井ごみ対策課長 このたび素案を作成した多摩市プラスチック削減方針については、極力市民あるいは事業者の皆さんにとってわかりやすい内容にしたいと考えている。プラスチック資源循環促進法もかなり範囲の広い法律である。また、プラスチック削減についてはSDGs等にも関連するという点で範囲の広い取り組みにはなるが、このたびのプラスチック削減方針については、市民の皆さんの生活に直結する部分に限定してわかりやすく表現することを心がけている。

岩永委員 わかりやすく表現することを心がけるということであるが、だが、その前提に、使い捨てプラスチックをこれまで以上に削減していくことだけではなく、もともと脱プラスチックでなるべくプラスチック製品を選ばないという行動も心がけてほしいということも併せて言うことが必要なのではないかと思っている。発生抑制、再使用、再資源化が3Rだと思うが、発生抑制で一番大事なことは、実は自分たちの買物行動だったりもするわけであり、まさにエシカル消費をきちんと自分たちで意識していくことも大事だと思うので、その辺りについては改めてもう1回この削減方針の中でどう表現するのも含めながらぜひ考えていただきたいということだけ申し上げておきたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、21番、下水道事業における包括的民間委託について、市側の説明を求める。

森田下水道事業管理者 下水道事業における包括的民間委託についてご報告をさせていただく。下水道事業における包括的民間委託については、全国的にも事例の少ない管路施設の包括委託で、これはマーケティング調査などもしながら、受注者側の受注意欲、意見、要望といったものをヒアリングしながら検討を進

めてきたところである。

当初の予定では、令和2年4月に導入を目指していたところであるが、いろいろ事業者さんから出されたご意見も踏まえながら委託内容の整理を行うため、導入時期の先送りをさせていただいた。その後新型コロナウイルス感染症の拡大があり、受託者選定のためのプロポーザル審査委員会が開催できないような事態も発生し、当初予定より2年遅れの令和4年4月導入となった。今般プロポーザル審査委員会の審査を経て最適受託候補者が決定したので、今回ご報告をさせていただきたいと思う。詳細については、横堀下水道課長からご説明を差し上げる。

横堀下水道課長 タブレットの資料は表題が協議会21、下水道課のものとなる。

市の公共下水道事業では、約540キロメートルの管渠延長を有し、その半数が整備より40年～50年経過していることから、今後施設更新等の必要が高まっていく見込みである。

また、技術職員の技術継承の課題もある。そのような状況の中、事業の効率化や民間活力の活用を図り、安定した下水道サービスを提供するため、平成29年の地方公営企業法の全部適用を機に、包括的民間委託の実施に向け検討を進めてきて、先ほど下水道事業管理者からも申し上げたが、ここで最適受託候補者が決まった。決定までの経過としては、事業者を募集したところ、多摩市建設協力会下水道維持管理業務委託共同企業体1社より参加申請が提出された。少し長い名称であるが、こちらは多摩市内の複数の事業者を中心とした企業体となる。

選定に当たっては、庁内に設けられた関係部課長による審査委員会において、資料にあるとおり、プロポーザル方式での各種審査を行い、審査の結果、最適受託候補者に選定された。予定契約期間は令和4年1月11日から令和7年3月31日まで。業務内容としては、計画的維持管理業務、住民対応等業務、災害対応業務、計画管理業務となる。

また、契約目途額は、税込みで3億円を超える金額になるが、地方公営企業法の規定により、契約の締結に当たっては議会の議決を要しないことになっている。

最後に、今後のスケジュールについてである。現在契約に向けての手續を

進めている。契約締結後、3月31日までは準備期間となり、実際の業務については令和4年4月1日からの開始となる。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 これに伴って、今の下水道課職員の体制がどのように、例えば人数がどうなるか、その辺でもし今のところわかっていることがあれば、それについてご報告いただきたいと思う。

横堀下水道課長 包括的民間委託が開始されてからの下水道課職員の体制であるが、現在民間委託が始まっても職員の数が減るといったことは今のところ考えていない。

岩崎委員 このように民間に委託されることで、市民側からすると今までも下水道料を払っていると思うが、その料金体系あるいは市民側からして変わることは何かあるのか。

横堀下水道課長 使用料等も含めて何か変わるといったことは特にない。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会はすべて終了した。

(協議会終了)

---

午後 3時09分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 3時09分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

松田 だいすけ